

21世紀型高等教育システム構築と 質的保証

広島大学高等教育研究開発センター

21世紀型高等教育システム構築と 質的保証

広島大学高等教育研究開発センター編

広島大学高等教育研究開発センター

はしがき

広島大学高等教育研究開発センターは、略称を高教研と称し、英語名を Research Institute for Higher Education、略称を R I H E としております。その前身は広島大学大学教育研究センターですが、1972年5月に、さらにその前身の大学問題調査室を発展的に継承して、文部省令による教育研究施設として、日本最初の高等教育研究の専門機関として設置されました。爾来、年輪を重ねる中で着実に研究教育活動を展開し、内外の高等教育研究に重要な役割を果たしてきましたが、お陰様で昨年2002年には創立30周年を迎えるに至りました。

この節目の年に、文部科学省の21世紀COEプログラムの人文科学領域において、本センターのプロジェクト「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」（拠点リーダー：有本章）が113件（うち人文が20件）の拠点の一つとして選定されました。このことは高等教育研究の発展に鋭意取り組んできたセンターの歴史の中でも特筆すべき快挙であると、当センターの関係者一同率直に喜んでおります。とりわけ高等教育の分野では全国唯一の拠点到選定されましたことは、これまでの実績と今後の可能性が認知された点でも、長年にわたって積み重ねてきた努力が報われた点でも、実に名誉なことでありますと同時に、責任の重さを痛感する次第であります。これも高等教育研究が一種のタブー視された時代から盛況を呈するに至った今日まで、数多くの先輩やコリーグ諸氏に支えられて営々と築かれた伝統や風土や精神の賜と考えております。したがって、「巨人の肩に乗った小人」であるとの謙虚な気持ちでこのような機会を受け止めますとともに、これを契機にさらなるフロンティア開拓の精神を醸成し、斯界の発展において一層の貢献を実現したいと祈念しているところであります。

本プロジェクトは、主題に掲げました研究を推進するために、5年間にわたって取り組むものですが、具体的にはFD・SDの制度化と教育システムの質的保証、研究システムの質的保証、大学組織編成と質的保証などの問題を中心に、データベースの構築、若手研究者の養成などの問題に重点的に取り組むことを期しております。さらに、研究成果を積極的に国内外へ公表し、研究成果を紹介することによって拠点としての研究ネットワークの形成に努め、日英両語による出版物を精力的に刊行することにしております。そして、その一環として、このような体裁でCOE研究シリーズを刊行することにいたしました。その目的は、主として、センターのCOEプログラムと関連して取り組んでいる研究活動の実績を記録にとどめることとその国内外への発信によって研究ネットワークの形成を着実に推進することに置かれています。

本企画によって世に送り出される刊行物が、国内外の高等教育研究者はもとより、高等教育に関心のある多くの人々に貴重な価値ある情報を提供することができれば、望外の幸せであります。また、研究ネットワークの一層の発展のために、読者の皆様から絶大なご

支援とご協力を賜りますことができましたら、この上ない喜びです。何卒よろしくお願
い申し上げます。

2003年3月

21世紀COEプログラム

拠点リーダー 有本 章

目 次

はしがき	有 本 章	
COE 国際シンポジウム		
「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」開催の趣旨	有 本 章	1
報告 1 日本		
わが国の大学は何処へ行くのか?	木 村 孟	5
報告 2 イギリス		
イギリスの高等教育	Nick Sanders	17
報告 3 オランダ		
オランダの高等教育と大学の自己評価	Jan Vrolijk	25
報告 4 アメリカ合衆国		
集団行動ディレンマとして見た大学の質—大学及び公共政策の課題—	David D. Dill	35
解説		
質的保証に関する解説	Tony Clark	51
全体討議		59
研究会の概要		91

COE国際シンポジウム

「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」開催の趣旨

21世紀COEプログラム拠点リーダー 有本 章

皆様おはようございます。本日のシンポジウムには、日本から大学評価学位授与機構の木村孟機構長、イギリスから教育技術省のニック・サンダース高等教育部長、アメリカからノースカロライナ大学のデイビッド・ディル教授をお迎えしました。オランダの教育・文化・科学省のヤン・フローリック高等教育・科学局長は、国会答弁のご都合が生じたため、残念ながら欠席されることになりました。COE研究員のキース・モーガン氏に報告の代読をお願いすることになりました。遠く広島までお越しいただいた講師の皆様にCOEプログラムを代表して厚く御礼申し上げます。

さて、今回のシンポジウムの企画者として開催の趣旨を述べさせていただきます。

まず、問題の所在としては、21世紀の高等教育システム構築と関わって、「21世紀とは何か」、「高等教育システムとは何か」、「構築とは何か」が問題になります。また、「質的保証」と関わって、「質とは何か」、「保証とは何か」が問題となります。これらの問題は報告や議論の中で明らかにされるものと期待しております。

図に示しましたように、現在は、近代高等教育から21世紀型高等教育システムの構築への転換が問われています。そこでは、社会、政府、大学のトライアングルの関係が古い構造から新しい構造へ変化しつつあります。特に大学の中の知識の機能である研究、教育、サービスが大学のみならず、広く社会と密接な関係を持つようになりました。従来の大学中心の「知識社会1」から、大学を含む社会全体レベルの「知識社会2」へと移行していると観察されます。

こうして現在、大学を中心とした高等教育が大きな転換期を迎えていることは周知の通りであります。そこには外的圧力と内的圧力が作用しています。外的圧力は、社会的条件の変化を意味します。具体的には、知識社会化、グローバル化、市場化、経済不況、大衆化・多様化、18歳人口逡減、生涯学習化などの社会変化の動きが急速に進行する中で、大学は構造や機能の改革を迫られています。これに対して内的圧力は、知の再構築の側面ですが、学問の発展、学問組織の再編成の圧力が大学の内部から改革を喚起しています。

知識社会の進展に伴い、「知識社会1」から「知識社会2」への移行の下では、大学はもはや知識の生産を独占することは不可能になりました。同時に新しい時代に対応する知の再構築が問われ、ディシプリン型からミッション型、形式知から暗黙知、アナログ型からデジタル型の知識が追求されていますし、教育研究の内容や方法の再考が追求されています。従来は専門分野に即した教育研究を伝統的な同質的集団や技術によって遂行してきましたが、いまや応用的や学融的な教育研究が必要とされるとともに、大学と社会の一層の

連携が求められ、異質的集団や技術の大学への導入が不可欠とされるようになりました。

グローバル化は、大学の知識、情報、教員、職員、学生、資金、技術、ITなどの物的・人的資源の国境を越えた移動や交流を促進し、地球レベルにわたる協同・競争、大学組織編成、研究・教育のマネジメント、質的保証などの問題を惹起しております。大学のアメリカモデルが世界的に浸透する時代を迎えているとの観察もできるかと存じます。いわゆるマクドナルド化現象としてのアメリカ化の進行、それに対する受容と抵抗なども注目されています。

市場化は、需要と供給の経済の論理が大学へと波及し、システムや機関間の競争の激化を招来しております。社会からの投資に見合う大学の研究・教育・サービス・管理運営などに関わる生産性が問題にされ、アカウンタビリティが問題にされる度合いも高まりました。世界的に大学の民営化が注目を集め、大学の公的性格と私的性格の角逐が問われることも多くなりました。同時に、日本では国立大学の独立行政法人化の動きも注目されています。さらに日本の大学には、18歳人口の長期逡減に起因して学生確保をめぐる競争が強まり、「持てる大学」と「持たざる大学」の分化が進む中で大学淘汰や生き残りの問題がクローズアップされているという現実があります。Haves と Have Nots の2極分化も進行し、マタイ効果が顕在化しつつあります。その中で、連携・統合、大学淘汰がクローズアップされていると観察されます。また、大学の教育、研究、サービス、マネジメントなどの活動も自己点検や相互評価のみではなく、いまや第三者評価によって評価され、それに基づく資源配分が行われる時代を迎えました。

このような現実には、日本のみではなく、世界の大学で大なり小なり生じている世界的現象になっていると言えるのではないのでしょうか。各国は現実を直視し、21世紀の国家や社会の発展にとって大学の改革や再生が不可欠であることを認識すると同時に、総力をあげて国際競争力をもったシステム・機関・組織を構築することを模索していると観察されます。学問中心地と周縁地を見極め、国際水準、国際標準、質的保証を意識し、協同・競争を直視しながら国際比較によって彼我の長所短所を明らかにし、学問的生産性を高めることは必至となりました。その意味で、共通の課題や問題をお互いに協力して検討し、類似点や相違点を整理して、あるいは合わせ鏡として、今後の方向を探ることは各国のシステム間においてますます必要性を高めていると考えられます。

今回、このような問題意識から標記のテーマのもとに、システムの国際比較を企図した国際シンポジウムを開催することになりました。世界的に主導的なシステムの構築を追求している国々——イギリス、オランダ、アメリカ合衆国——と日本から著名な専門家を招聘して、講演ならびにパネル討議の機会を持つことにいたしました。本日の報告は、日本、イギリス、オランダ、アメリカ合衆国を対象にしつつ、広く国際的な展望を持った考察が行われることが期待されます。したがって、次のような視点からの報告が行われることになると考えられます。

1. 21世紀の高等教育システムを各国の特徴から捉えること

具体的には、①知識の大学や高等教育に果たす役割、②教育研究の現状と課題、③大学の管理運営の現状と課題、④大学の評価の現状と課題、⑤システムの長所と短所、などを検討します。

2. 質的保証の具体的な処方箋を捉えること

具体的には、①各国における質的保証の理念、理論、構造、機能、②各国における質的保証の方法の特徴、などを検討します。

以上の各国ごとの現状と課題について各報告の内容を整理すると、主テーマと関わる論点として、3点が浮上すると考えられます。

1. 高等教育システム構築の側面と質的保証の側面における各国の共通点は何か
2. 高等教育システム構築の側面と質的保証の側面における各国の相違点は何か
3. 各システムにおける今後の共通課題は何か

今回の国際シンポジウムでは、各報告者の主題に関する分析を踏まえ、このような論点から議論を行うことに主眼を置き、主題に関する研究を深めることにしたいと存じます。

終日にわたる集中的な報告と議論によって、主題にかかわる実り豊かで重要な成果が上がることを期待されると同時に、COEプログラムの研究に対して大きな貢献がなされることを切望いたします。

簡単ですが、以上を持ちまして趣旨説明とオリエンテーションに代えさせていただきます。最後までよろしくお願い申し上げます。

報 告 1

日 本

わが国の大学は何処へ行くのか？

木村 孟

大学評価・学位授与機構

わが国の大学は何処へ行くのか？

木 村 孟*

おはようございます。まず広島大学高等教育研究開発センターの関係者の皆様方に対して、このたび高等教育分野の COE 形成研究拠点に選ばれましたこと、心からお祝い申し上げます。有本先生から、この国際シンポジウムに参加し、先ほどご紹介がありましたトピックについて講演をするようにとのお話がありました時には当然、英語でプレゼンテーションするものと思っておりました。しかし、日本語で良いという事が分かりほっとした次第です。

お話しを始める前にひとつ申し上げておきたいことがあります。それは、高等教育の世界において、各国間の距離がどんどん短くなってきているということです。以前、BOAC [英国航空協会] が「わが社は、地球を縮ませている」というコピーを使っておりましたが、私はこの表現がとても好きでした。この表現は最近の高等教育の世界にも当てはまるのではないかと考えています。私、2月の中旬にロンドンに行く機会がありまして、そのときにサンダースさんにお会いしました。たった3週間前のことです。そして、またここ広島でサンダースさんにお会いすることができました。本当に、高等教育の世界は縮んでいます。

1. はじめに

有本先生からご依頼を受けました時に、ふたつのことについて話してはどうか、とのご示唆をいただきました。ひとつは、21世紀のわが国の高等教育に対する構想、もうひとつが評価の問題です。いずれもなかなか難しい問題です。どうしようかと思ったのですが、私、日本の大学の将来を個人的に非常に心配しておりますものですから、「わが国の大学はどこに行くのか」というタイトルをつけさせていただきました。まずはじめに指摘しておきたいことは、21世紀の高等教育システムが抱えている問題は世界共通ではないかという点であります。

ここでは、四つの点を挙げさせていただきました。ひとつは国際的な競争の激化です。学生の獲得競争もそうですし、それにここに書きましたようにどの国も限られた財政、人的資源を有効に使って世界トップ水準の研究を展開し、かつ中身がきちんと提示された教

*大学評価・学位授与機構長

育を行う必要に迫られているということです。二つ目がケルンサミットで議論されました、例の **knowledge-based society** という概念に対する貢献の必要性であります。これからは金が世の中を支配するのではなくて、知識が支配するということかと思えます。従って、知識の伝承機関である大学の役割が非常に大きくなっていくということで、それを巡って各国が競争を始めるのは必至であります。それからやはり人材育成という立場が重要であります。本格的なグローバル化の時代を迎えて、ヨーロッパ、アメリカは、こういうことをもうすでにやっておりますから心配ないのかもしれませんが、わが国、殊にアジアの国々でも、国際的に通用する人材育成が非常に重要になっていくということで、これも大学に課せられた使命ということになります。数年前ですか、インドネシアのバンドン工科大学に呼ばれました時に、オランダから非常に多くの大学関係者が来ておまして、驚かされました。その時にさらに驚きましたのは、オランダの国の最近のモットーの一つが、インターナショナルリゼーションだと言うんですね。ヨーロッパの国がなんてことを言うのかと思っいろいろ話してみると、やはり彼らもできるだけ外に教育システムを開いていきたいと考えていることが分かりました。そういうようなことからすると、国際的に通用する人材の育成というのは、日本のように閉じられた国だけが考えているのではないかもしれないというふうな気もしています。それから産官学連携、あるいは産学連携ということで、社会との連携の強化ということが非常に重要視されている点もあります。二年位前になりますが、ハーバードの数学のプロフェッサーから、国務長官になられてステルスの開発を指揮されたペリーさんを日本にお呼びして講演会を開いたことがあります。この講演で、ペリーさんは、アメリカの成功要因のひとつは、非常に優れた技術系の大学と産業との産学連携が上手くいったことだということをはっきり言っておられました。そのような成果を各国が見て、産学連携の必要性を認知し、強化策を講じつつあるというのが現状かと思えます。英国でも、ご承知だと思いますけども、グラクソ・ウエルカムという大変大規模なトラストファンドがありまして、そこから非常に大きな金が大学に出ております。以上が国際的な背景でありますけども、それではここで少し、ここ 20 年くらいの間に日本の大学が辿ってきた状況について振り返ってみたいと思います。

2. これまでの経緯

新しい時代に備えて、日本の高等教育をどうしなければいけないかという模索は実は 1980 年代頃には始まっていました。大学人はほとんど理解をしなかったし、受け付けなかったのですが、一部のセクターでは 1980 年代に考え始めていたということです。本当は、大学紛争が起こった時に、始まるべきであったのですが、それが非常にいびつな形で終わってしまったために、10 年か 15 年ぐらい非常に不毛な時代が続いたということかと思えます。私は、この時期を失われた 15 年だというふうに思っております。しかし、その後急に日本の大学をなんとかしなければいけないという反省が始まりました。そのきっかけと

なったのが、当時の中曽根総理が作られた臨時教育審議会だと思います。臨時教育審議会の答申は、今読み返しても非常に先見的なものです。時代に合わず受け入れられませんでした。当時日本は右肩上がり非常に自信たっぷりの国であったのですが、臨教審では、日本の社会・経済のあり方への自信の上に発展図が描かれました。しかし、非常に自信あふれた時代であったけれども、高等教育、科学技術については考えなければいけない、ということを行っています。わが国が、得意絶頂の時にこういうことを言ったということ自体、私は大変立派なことではなかったかと思えます。それから教育研究における創造性と独創性の重要性も強調されております。今も同じようなことが言われていますが、それが既に1980年代に言われていたということです。それから、これも今言われておりますけれども、日本の高等教育を国際化すべきだという提言も出されております。そのことは、中曽根さんが言い出された留学生獲得10万人計画というものに端的に現れております。この件については、今年9万6千人になり、来年計画が実現することになります。

このように先見的なレポートを出したのですが、そこでの提案がなかなかうまく実行されなかった。それは、首相指導の立派な審議会で立派な答申を出したにもかかわらず、財政面では、予算に関しシーリングポリシーを出してしまったからです。要するに、80年代はシーリング予算を背景とした高等教育予算の逼迫の時代だったということです。いくつかの根拠を出しておきましたけれども、国立大学が窮乏化し、私学助成の割合も79年には30%近くあったのですが、それが10%前後まで落ち込んでしまった。要するに、この時代は、日本の大学は長期低落傾向にあったということです。しかし、そこから何とか抜け出そうという動きは始まっていました。ただ問題はその動きは、あくまで伝統的な大学の体質を保存するという姿勢の中での動きであったためにうまくいかなかった。端的な例が有馬先生が書かれた「大学貧乏物語」です。有馬先生、東京大学の総長になられてすぐ「大学貧乏物語」を展開され、国会議員、経済人、産業人に東大に来て貰って、惨状をみせ、何とかしてくれと訴えられた。それにより、これはひどいということを理解してくれ、政治家も経済人も産業人も大学に目をむけ始めたのですが、その次に出てきた疑問が、大学って何をやってるところなのか、情報を全然発信していないではないかというものでした。

そういう背景の下、1991年に大学審議会の答申が出されました。平成3年、私ちょうど学生部長を務めておりましたので鮮明に覚えています。大学に自律的な改革を促すということが提言の最大の基調になっていました。三つの大きな答申がなされています。ひとつは大綱化の答申。つまり deregulation、教養と専門のバリエーションをなくすという提言です。それから学位を、たとえば「工学博士」を止めて「博士（工学）」として、カッコの中は各大学が勝手に決めていいことにした。それからもうひとつが、この「自己点検・評価」の勧めですね。この点については、提言を見た時驚きました。私、二三年英国に住んでみて、社会で日常的に評価が行われていることに対して非常に感心を致しておりました。最初に長期滞在いたしましたのが70年代の初めて、英国がひどい状態になっている時でした

が、評価が日常的に行われるのを見て、たぶんこの国は変わるだろうと思っておりましたら、やはり、変わりましたね。その根っこには評価というものがあったからだとも今でも思っております。

この「自己点検・評価」の答申が出てきた時におやっと思ったのですが、当時大学審議会の会長をされていた戸田先生に後で伺ってみると、その当時から第三者評価をやるべきだという声はかなりあったそうです。しかしながら、あまりにも性急すぎるということで、とりあえず「自己点検・評価」の導入というところに落ち着いたと伺いました。しかしながらこの「自己点検・評価」が、大学に意外に大きなインパクトを与えました。カリキュラム改革ですとか、マネジメントの強化ですとか、自己評価を通じた社会へのアピール等改革のためかなりの刺激を与えました。この平成3年から、次にご紹介する平成10年までの間に大学は相当変わりました。しかしながら、社会の方からは、まだ生ぬるい、そんなものでは駄目だという声が強く挙げたことは御承知の通りであります。

90年代になりますと、財政的には、特に研究中心大学にとっては、追い風の時代となりました。シーリングがはずれたためですね。私、その頃、工学部長を務めていた関係もあり、シーリングをはずすのに、当時の通産省等とずいぶん会議をやりました。それがうまくいって大学院の重点化のようなものがポリシーとして出てきました。専らそのメリットを受けたのは研究中心大学ですね。それから科学技術基本法ができ、基本計画ができて、15兆円という非常に大きな金が科学技術の分野へ出るということになりました。これによって、科学、研究への投資がかなり潤沢になされるようになりました。何故、このような状況が生まれたのか。ひとつには日本がバブル崩壊で非常に苦しみ始め、従来型産業が行き詰って、どうしてもハイテク産業だとか、ポスト製造業を何とかしなければいけないという社会的な背景があったことです。また、「大学貧乏物語」のキャンペーンがある程度成功して、施設整備のために、4千億という大型の補正予算が組まれて、各大学とも相当綺麗になったという状況もありました。さらに学術振興会の特別研究員制度が充実し、科学研究費、つまり競争的研究資金が増えていった。科学技術基本法によって研究振興のためにいろいろなセクターが連携すべきであるということがはっきり打ち出されましたので、地域や産業との連携強化が非常に進み、そのような必要性も社会的に認知されたという状況もありました。しかし、国立大学、特に研究中心大学においては、お金は来たが定員削減の深刻な影響が出始めました。しかも大学院重点化で、下位ポストの上位への切り上げ、つまり助手、技官、教務職員をなくしてその定員を上位のポストへ持っていったために、トップヘビーの構造になってしまった。

平成3年に続き、1998年（平成10年）に再び大学審議会の答申が出ました。報告書の副題は、「競争的環境の中で個性が輝く大学」というものであります。要するに、個性と競争原理が強調されたということです。それから、初めて大学教育のありかた、つまり教育の重要性ですね、そこに踏み込んだ。たぶん、これが初めてではないかと思えます。また、

「自己点検・評価」が各大学非常に進んだということもあって、今度は、第三者評価を導入すべきだというはっきりした提案がでました。しかも第三者評価の結果と財政配分との関係付けも示唆されました。それから、学長、学部長のリーダーシップの問題も議論され、その結果がレポートに反映されております。

このような状況を背景として、2000年に学位授与機構という非常に平和な仕事をしていて私どもの機関が、突如大学評価をやることになってしまった。まったく晴天の霹靂ですね。ここに書いておきましたけれども、これによって、私は地獄に落とされてしまったということでもあります。最近、私は、私自身のことを紹介する場合には、ここのところ国立大学の先生方にもっとも評判の悪い人物であると申し上げています。

先ほど触れました平成10年の大学審議会の答申の言う、「競争的環境の中で個性が輝く大学」というのは矛盾を内包しています。競争的環境というのはあるひとつのゴールに向かって競争するという事ですから、個性をつくるということはまた別のことになると思います。文部科学省もその辺は考えているようで、21世紀COEプロジェクト、この広島大学の高等教育研究開発センターもそのひとつとして選ばれたわけでもありますけれども、そのようなプロジェクトの実施を提案しております。初めはかなり評判が悪かったのですが、やってみると各大学とも学内で非常に真面目に議論がなされ、大学の中のsolidarityの形成という点では、大きく貢献したのではないかと思います。COEについては、先ほど申し上げましたように、どうしても個性輝くという点を強調すると、なかなか競争的環境が出てこない。そういうこともあって、ああいうことをやったのだと思います。しかし、直接には、やはり世界に伍していける研究中心大学を作るための競争という枠組みの中で考えられたポリシーだと思っております。それからもうひとつ、総合科学技術会議における議論で研究費の平等主義的な配分に対する非常に強い反発が出たこともあると思います。そういうことを受けて、あのような重点投資が行われ始めたのだと思います。

また、この時期に国立大学法人化が決定されました。今さまざまな準備が行われていますが、今年10月には国立大学法人評価委員会が発足いたします。私どももその対応に追われております。どういうふうになっていくかという点についてですが、パフォーマンス重視の評価が出てくることが予想されます。システム重視というよりもパフォーマンス評価、つまり研究の成果がどうなっているのか、教育についてはなかなか難しいところもありますが、そういうパフォーマンス重視の評価がなされるようになり、その結果を財政配分に結びつけるというふうなプレッシャーが非常に強くなっていくものと思われまます。

次に、現在、中央教育審議会で議論されている幾つかの事柄についてご紹介したいと思います。そのひとつがquality assuranceです。具体的には、国際通用力を視野に入れたquality assuranceについて、わが国としてどう考えていくのかということです。それからプロフェッショナル・スクール、特にロースクールですね。ロースクールをつくることについては既に決まっております、平成16年から発足いたしますが、そのような専門職大学院の強化

ということも打ち出されております。また、私立大学を含めて第三者評価を義務化すべきであるという議論が出ましたが、この点については、早速義務化が決まりました。

国立大学については、2004年、平成16年の4月に法人化されますが、どういうことになるか少し考えてみたいと思います。一言で申し上げますと、マネジメント能力の向上が死活問題になってくるということです。先見性のある学長、学部長のグループですね、そういうダイナミズムを発揮できるマネジメント群ができないと大学は死んでしまうでしょう。学長の権限が強くなりますから、学長次第で大学はどうにでもなっていくということです。それから、先ほど申し上げましたように、研究のパフォーマンス、教育のパフォーマンスを評価して、その結果に基づいてお金が配分されることになる。具体的に言うと、ご承知のとおり国立大学については国立大学法人評価委員会ができて、そこで評価をして、その結果を運営費交付金に結び付けるということになる。また、大学は国際競争の時代に入っていますが、国際競争のあり方の変化は急速で流動的です。例えば、英国は **research assessment exercise** と **teaching quality assessment** の二つの評価をやっていて、**teaching** の方では、特によほどひどいことがない限り、ファンディングに差をつけないということでした。前者の **research assessment exercise** の方ではファンディングに大きな差をつけていたのですが、今度出ました白書を見ますと、ティーチングの **COE** を作るということを宣言している。このように外の状況は、どんどん変わっています。そういうことで、国際的な競争環境の変化に柔軟についていけるようなシステムを作っていくことが必要です。その意味でも、独立行政法人化によって日本の大学、殊に国立大学は変わらざるを得ないし、変わっていくと思います。

3. 日本の高等教育が直面している課題

三番目に日本の高等教育が直面している課題をいくつか思いつくままに挙げさせていただきました。今申し上げたことと関係しますが、まずひとつが研究教育両面での国際競争の激化ということであります。これは既にもう申し上げましたように、研究大学、研究拠点ですね、その育成に世界各国がしのぎを削りだす、というか、もうしのぎを削っているということです。それから英語圏、アメリカはもちろんですし、英国、オーストラリアもそうですが、これらの国を中心に高等教育を輸出しようとする圧力が非常に強くなっています。こういうふうに申し上げますと、いかにも経済的側面だけを強調しているように聞こえるかも知れませんが、例えばオーストラリアは、オフショアキャンパスについても自分たちの **quality assurance** をやって保証するというをやっております。日本はご存知かと思いますが、いわゆる属地主義の立場を取っております。つまり、日本の領土に大学を作っても一向に構わない。しかし、もし日本の学位を出すのであれば、日本の法律に従わなければならないと言っているわけです。それと外国に日本の大学がキャンパスを作っておりますけれども、それについては一切関知しないということです。つまり、日本のテ

リトリーではありませんから、それについては **quality assurance** はやらないということです。ところが英語圏の国ではそうではなくて、自分の国の大学が設置したオフショアキャンパスについては自分達で積極的に **quality assurance** をやろうとしています。わが国もこのような国のやり方には、相当影響を受けるであろうと考えられます。次に、**e-learning** の普及で、国境を越えた教育が可能になるという点ではありますが、この影響は非常に大きいと私は思います。ご承知のとおり MIT がシラバスを全部公開しました。MIT がまさか **e-learning** で学位を出すようになるとは思われませんが、全く可能性が無いこともない。これがもし現実の話になったら、日本の工学教育は根こそぎやられてしまう、ということで、我々は、**JABEE** を立ち上げて、ここで工学教育プログラムの認定を行って、国際通用性のあるプログラムを各大学に確保してもらうということをやっています。いずれにしても、**e-learning** の影響は非常に大きいのではないかと思います。

二番目が、高等教育が人材育成・研究開発で産業に果たすべき役割期待の増大ということです。皆様方も最近産業界が非常にいらいらしているということをお感じになっていると思います。大学と良い関係にある企業もありますが、概して大企業は大学を批判しています。何故このような状況になったかについて、ここに書いておきました。要するに企業はこれまでは **on the job training** で自分のところでゆっくり時間をかけて採用した人材を教育、訓練をして適材適所を見つけ、人材を配置していたのですが、もうそんな暇はなくなってしまった。その役割を、大学にやれと言っているのです。大学が全面的にそういうことをやることには、私は賛成しかねますが、多少はその辺のことを考えていく必要はあるのではないかと思います。大学も相当その辺のことを期待されているということです。それから先ほど申し上げました、**knowledge-based economy**、**knowledge-based society** という観点から、知識の伝承機関である大学の比重がどんどん高くなっている。そういうことからいうとティーチング、つまり教育の重要性が認識され始めたということが言えるかと思えます。

次に、大学に優秀な人材を確保する努力の必要性が増大してくるという点です。この点については、今後、大変なことになってくるのではないかと思います。教員市場が国境を越えて流動化するという点です。ソ連邦が崩壊した後にロシアの研究者がかなりの数日本に入ってきました。東工大でも非常に優秀な研究員を採用することができております。長津田のキャンパスだけでも 10 人近いロシア人の研究者がいるようです。しかし、教員市場が国境を越えると、日本の優秀な先生も外国に取られる可能性が出てきます。この問題は、なかなか難しい問題だと思います。

もうひとつ気をつけなければいけないのが、学長が非常に強大な権限を持つことになるので、非常に優秀な先見性のあるやる気のある学長が出てきた時に、教職員の労働強化という現象が起きる可能性もあるということです。その辺をどう考えるかは非常に難しい問題で、私自身、これについてはうまい回答を持ち合わせておりません。それからこの 3 番

目も難しい問題です。優秀な人材へ正当な対価を払うべきであるという点ですが、これはなかなか日本では難しい。独立行政法人においては、給料を自分達で決めてよい筈でしたが、蓋を開けてみますと、何項目かの拘束条件がついていました。ある法人については、理事長の給料が高すぎるということが国会で問題になったこともありました。これは、独立行政法人が発足する時の約束とは違う話なんですね。しかし、原則としては正当な対価を払えるようになっておりますので、それを徹底していくと大学が経済界みたいになってしまう恐れが出てきます。そういうことと、従来から大事にしてきた大学の雰囲気、そういうものをどう両立させていくかという非常に難しい問題が出てくる。これにつきましても、どう対処すべきかについて、私は回答を持ち合わせておりません。

次の、高等教育に関する迅速な情報収集、分析、発信の重要性が増えてくるという点については、このような研究機関に所属されている皆様方は十分認識されているものと思います。とにかく世界の動きが速くなっています。その意味でも、世界の動向を的確に捉える必要が増していると思います。私どもも英国でやっている評価についてずっと研究してきておりまして、英国がどのようなポリシーでやっているかということは知っていたつもりであったのですが、今度突然先ほど申し上げたように教育の COE を作るというようなことを言い出し、驚いています。その辺の情報は的確につかまえていけないといけないのではないかと思います。と同時に、高等教育に関する基礎的な研究を行っていくことも極めて重要ではないかと思っています。その意味では、皆様方の所属されている研究センターの重要性は、非常に大きいと思います。

4. 大学評価について

(1) 大学評価・学位授与機構による評価の試行からわかったこと

有本先生から大学評価についてなにか話をするようにとの御要求がありましたので、最後に、それについて少しだけ話をさせていただきたいと思います。先ほど、2000年に「学位授与機構」が「大学評価・学位授与機構」に改組されて、私が地獄に落とされたというようなことを申し上げましたが、2000年から試行を初めて今年で3年目になります。我々が行う評価の目的の第一は、教育・研究活動、社会貢献活動に対して多面的な評価を行って、その結果をフィードバックし、各大学の教育研究活動の改善に資してもらおうということでありまして、二つ目が諸活動の状況や成果の情報開示、つまりタックスペイヤーへできるだけ情報を開示していくことです。大学入試のために、高校生が大学を選ぶ時に、それぞれの大学がどういう大学であるかが日本ではほとんどわからない。そのためにも、情報を開示する必要があるということです。

私どもが行っております評価は、各大学の個性が十分発揮できるよう、国際的な視点や地域社会における役割も踏まえた複数の評価手法に基づく多面的な評価です。なかなか難しいのですが、これをひとつのターゲットにしてやっております。評価のやり方は、英国

と同じく peer review です。分野は9つに分けております。英国は大変な数で60以上に分けておりますが、日本の場合は、法学、経済、文学、教育、理学、農学、工学、医学、総合科学の9分野です。それぞれの分野の教育と研究を評価しております。現在はまだ試行の段階です。英国がやっていないこととして、全学に関わるようなテーマについての評価があります。例えば、平成12年度は研究面における社会との連携、13年度は教養教育を取り上げました。私どもの評価の特徴の一つは、目的・目標に沿った評価であるという点です。つまり各大学が持っている目的・目標を基に、自己評価していただいて、それをレビューアーが見て、その目的・目標が満たされているのかどうかを判断するというやり方です。これについては、産業界の方々から、目的・目標そのものについても評価すべきであるという強い御要求が出ています。このようなやり方になったのは、国立大学の独立行政法人化は避けられないという当時の文部省のトップの判断があったからだと思っています。独法化すると、中期計画、中期目標を作り、評価はそれが達成されているか否かについて行われる。いわば、目的・目標に沿った評価です。そういうことを見越して、評価の方法を決めたのではないかと思っております。

さて、次に私どもの評価の試行によってわかったことをいくつかご紹介申し上げます。正直申し上げて、これが始まった当初はあちらこちらから、大変な批判を受けまして、何度も辞めてやろうかと思ったぐらいです。しかし、最近では、自分の大学の自己改革に有効に働いたという声もちらほら聞こえてきまして、少しほっとしております。そのような意見は、初めのうちは全くありませんでした。それから最初のうちはかなり混乱いたしました。が、手続きでありますとか、マニュアル等の読みやすさなどテクニカルな面に関しては随分改善が進んだと思っております。初めのうちは、何のことだかわからないということ随分言われましたけれども、最近はあまりそのようなご不満を聞かなくなりました。

次に目的・目標に基づく評価の問題です。私どもの評価が独立行政法人評価と連動することになりますので、どうしてもこのような評価のやり方を採らざるを得ないのですが、これについては、国立大学協会を含めて支持する意見が多く出ています。ただ、評価のやり方そのものに、より客観性、公平性を求める意見もかなりあります。具体的に申し上げますと、目的・目標の設定の仕方では評価が左右されたとの事例を挙げた例が、評価委員会で報告されております。目的・目標を低く書いたということではないのですが、私どもは、評価項目ごとに評価の要素を設け、さらに観点を設定して評価をするということをやっています。そのようなやり方に対して、自己評価に自分達の都合のいい観点だけを選んだと見られないこともない大学があったということです。私どもの、評価のやり方を十分に研究されて、巧みに対処されたということのようです。ただ、これに対してはその大学を担当した評価委員からは、自分たちは事前に大学の自己評価書を見てこういう観点は付け足せということは言うてある、その大学が自己評価に使った観点だけで評価したわけではないという反論が出ており、意見が完全に分かれた形になっております。いずれにしても目的・

目標を自分で設定することの是非については、当分意見が分かれるものと思われます。前にも申し上げましたが、評価の基締めである大学評価委員会が発足した当時、目的・目標そのものも評価すべきであるという意見が、主に産業界の方々から盛んに出ました。産業界からすると当然かもしれませんね。産業界は、あるひとつの共通のゴールに向かって進んでいきますから。しかし、大学の場合にそれをやると多様性が失われてしまいますから、多様性を確保する上からはこの目的・目標を大学で設定していただいて、それに基づいて自己評価をするという方法は堅持していかねばならないと思います。

今回の試行の第二回目においては、大学のほうがマスコミ等のランキングを恐れて過度に防衛的な、「改善の余地のない」自己評価を出す傾向が出てきたという指摘もあります。評価が成熟してくると必ずこういう問題が出てくるといわれています。これに対し、評価者側は、本当にそうかということで、より厳しく根拠を求めるようになる。しかし、十分な根拠は簡単には出てこない。そうすると必然的に評価の結果が下がる、こういう傾向も出てきております。次に、この点については、私どもとして非常に悩んでいるのですが、多くの有識者が貴重な時間を割いて評価に協力していただいているにも関わらず、評価のやり方の制約から、その方達の見識や自由意見を被評価側に伝えられないという点です。目的・目標を超えた評価ができないからです。「この大学はこうやったらもっと良くなるということを、どうして言えないんだ」という御不満が、特に産業界の委員の方から度々出ております。将来は、その辺についても、何とかしなければいけないだろうと思っています。

(2) 国立大学独立法人化後の評価を巡って

あと2、3分いただきまして、国立大学に限りますけれども、独立法人化後の評価の環境がどうなるかということについて、お話しをさせていただきたいと思います。国立大学法人評価委員会が、10月には発足します。私どもはその評価委員会との関係で、私どもの評価をどうするかということを決めなければいけない。調査検討会議の報告書によりますと、評価委員会は、私どもの教育・研究に関する評価を尊重するということになっております。これは非常に微妙な表現ですね。どういうふうに尊重するかは書いてありませんので、私どもと国立大学法人評価委員会との関係が非常に微妙になる可能性もあります。それから、先ほど申し上げましたように、認証評価が平成16年から義務化されます。認証評価機関にはわたくしどもの機構のほか、基準協会、私立大学協会による新しい評価機関が名乗りを上げることが考えられます。そうすると、これら認証評価機関同士の競争といえますか、そういうことも起きてくるのではないかと思います。

私、1月20・21日の両日に亘ってパリで行われましたOECDのquality assuranceの会議に出席してきました。このquality assuranceに関しては、最近になって世界的なネットワークを作ろうという動きが非常に活発になっています。World Quality Register(WQR)という

ネットワークを作って国際スタンダードを決めて、quality assurance をやろうという動きがあります。残念ながら、このような動きに日本は乗っていきません。私は、一刻も早く日本の中で accreditation、あるいは quality assurance を定着させないと、世界に完全に乗り遅れてしまうという危機感を持っています。殊にヨーロッパは EU の関係で、quality assurance が非常に活発に行われています。日本も何とかしないと大変なことになると思います。もう少し申し上げたいこともありますけれども、時間でございますので、以上で私の話を終わらせていただきたいと思います。どうぞご清聴ありがとうございました。

報 告 2

イギリス

イギリスの高等教育

Nick Sanders

教育技能省

イギリスの高等教育

ニック・サンダース*

葛城浩一** 訳

本稿では、以下の点について論じる。

- ・イギリス高等教育システムの現状と主な特色
- ・現在実施されている改革
- ・政府の提示するイギリス高等教育の将来計画
- ・現在実施されている評価システムの主な特色
- ・この評価システムの計画案についての展望

1. イギリスの高等教育システム

イギリスの高等教育システムのもっとも顕著な特色のひとつに、**多様性**が挙げられる。イギリスには、130もの大学やカレッジが存在する。最大規模のもので20万人以上、最小規模のもので約200人の学生を擁している。これらの大学には、世界的に有名な研究重点大学、地域に密着した使命を掲げる大学、芸術や音楽の専門家を養成するカレッジが含まれている。加えて、多くの継続教育カレッジは高等教育課程を提供している。そのため、イギリス高等教育システムの複雑さを常に認識しておくことは重要である。

また、イギリス高等教育システムは**高い質**を備えている。質を維持しながらも、学位を取得した学生数が、ここ20年間で3倍に増えたことには誇りを持つべきである。学生の修了率の高さは、世界でも有数である。修了年限は諸外国よりも短く、学部の教育課程は一般に、3年もしくは4年である。研究能力は高く、世界水準の優れたものもある。近年では、大学における技術革新をもとにスピナウトした新興企業が急増している。

その他の主な特色としては、**自律性**が挙げられる。大学は、多くの自由を有する自律的な機関である。大学は教育と研究に対して公的資金の提供を受けているが、独自の優先順位や戦略的方向性を自由に設定することができる。イギリス国籍の学士課程学生の総数には制限があるが、大学は提供する科目の変更や、大学院生や外国人留学生の募集を自由に行うことができる。

政府は、大学に対して直接には資金を提供していない。資金の提供は、中間組織である

* イギリス 教育技能省高等教育部長

** 広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員

イングランド高等教育財政審議会を通して行われている。この審議会は、公表されている基準に基づいて、個々の大学やカレッジへの公的資金の具体的な配分を行う責任を有している。また大学は、研究審議会からも公的な研究資金を得ている。大学は、企業、慈善団体、国際的な財源から、研究資金およびその他の資金提供を自由に得ることができる。

イギリスの大学は、**世界を市場にますます競争**を繰り広げている。大学は、外国人留学生を集め、しばしば海外からスタッフを募集しており、世界中の大学やその他研究機関との共同研究は、右肩上がりが増えてきている。

2. 進行中の改革

イギリスの大学はすでに、規模の拡大、研究能力の強化、知識の移転、労働市場との関係強化に対する投資を行っている。

現在、イギリスにおける高等教育への入学者は、18~30歳人口の43%にあたるが、政府はこれを2010年までに50%まで拡大するよう取り組んでいる。これは、学生数が増加している諸外国の趨勢を考慮したものである。この取り組みは、より高度に教育された労働力が今後の経済には不可欠であろうという判断に基づいている。

研究能力に対しても多額の投資が行われている。研究業績に関するこれまでの調査では、今後も研究の卓越性を維持するためには、建物、設備、経常的な人件費に、より多くの投資を行う必要があると結論づけられている。そこで政府は、研究活動を維持し、全く新しい研究活動に基盤を提供するだけでなく、主要な新技術をも重点的に取り扱うことを保証するため、研究投資に関する大型の新規プログラムを2002年夏に公表した。

また教育技能省は、イギリスの大学で発見された画期的な技術の応用や、既存技術の応用をともに含む、**知識の移転**を促進するプログラムをも有している。教育技能省はこの2種類の技術の応用に長じており、これを基盤にプログラムを進めようと考えている。

大学が拡大していくにつれ、**労働市場との関係**がさらに緊密なものとなりつつある。特に職業実践力に重点をおき、雇用者側との緊密な連携のもとに考案された、2年制の基礎学位を新たに導入した。基礎学位は、すでに就職している人々にパートタイムで取得できるよう考案されており、大学の拡大計画の次なる段階を構成する重要な要素となるであろう。

3. 将来の改革計画

政府の計画が最近の白書『高等教育の未来』(*The Future of Higher Education*) (2003年1月)で公表されている。この白書は、ウェブサイト www.dfes.gov.uk での閲覧が可能である。

この白書では、本稿の冒頭部分で示したように、イギリス高等教育には多くの強みがあることを認識している一方で、そうした強みにもかかわらず、高等教育には圧力がかかっ

ており、衰退の危機にあると論じている。

この白書では、主な圧力として以下のようなものを挙げている。

- ・ 高等教育は、技能に対する要求の高まりに応じて拡大されなければならない。
- ・ 大学入学者の間には、社会階層格差が依然として広く残っている。
- ・ 経済的に競合関係にある諸外国の多くが、高等教育により多くの投資を行っている。
- ・ 大学は、優れた教員を雇用するのに苦慮している。
- ・ 学生一人当たりの資金配分は、1989年から1997年の間に36%減少した。
- ・ 教育と研究に対して実行すべき投資額は、80億ポンドと推定されている。
- ・ 大学は、産業界や経済とのより強固な関係を必要としている。

この白書は、投資と改革の長期戦略を提案している。こうした提案は、以下のような高等教育セクターの将来像を実現することを目的としている。

- ・ 知識や理解の創造者として、また新たな知識を万人の利益のために応用する原動力として、大学を認識し評価する。
- ・ 技能の習得、想像力、創造性、社会への貢献の涵養を通して、学生が最高に充実した生活をおくれるよう教育するという大学の役割を認識する。
- ・ 大学やカレッジが、それぞれの使命を明らかにし、それを遂行する際に生じる組織間の差異を認識し、称揚する。あらゆる高等教育機関が、優れた教育を行い、就学率の低い集団に援助の手を差し伸べ、それに加えて何らかの研究に秀で、知識の移転、地元や地域の経済界との関係づくり、学生の向上のための明確な機会の提供を行うことを想定している。
- ・ 優れた教育、研究管理、知識の移転を支援するため、目的の明確な高等教育機関間や高等教育と継続教育間の強固な協力関係を構築する。
- ・ 研究面において国際競争力のある機関を支援し、称揚する。
- ・ あらゆる社会的背景をもつ18-30歳人口の就学率50%を目指して高等教育を拡大し、学生と雇用者をともに満足させる教育課程を提供する。
- ・ 生活上の助言や学習支援だけでなく、新たな学習方式や教育課程の提供といった高まる学生の要求を満たす。
- ・ 高等教育から利益を得る可能性のあるすべての人々に、高等教育の機会を提供する。
- ・ 使命を達成するのにふさわしい能力を持つ十分な数のスタッフを雇用し、適切に、採用、養成、維持、報酬の提供を行う。
- ・ 各々の計画を遂行する各機関の活動全般にわたり、質の向上のため、明確な目的を設定し達成する強力な経営力と先見性のある指導力によって、革新的で起業家的である自由を持つ。
- ・ 納税者、学生、そしてその他の人々の間で共有されている高等教育への投資のための公平な協力関係の下、高等教育セクターやその内部機関を維持するために、各種財源

から十分な資金提供を得る。

この白書は、以上のような将来像を実現するための具体的な提案を示している。

4. 研究

研究に関する提案は、以下の通りである。

- ・コンソーシアムの設立を奨励し、大規模で良好な経営が行われている研究組織に対して、研究資金を追加提供し、共同研究の利点を判定するための基準を設ける。
- ・このプロセスの一環として、世界最高水準の大学との競争を可能にするため、イギリスで最高水準の研究機関に対して、さらなる投資を行う。
- ・優秀と最優秀を明確に区別することによって、最高水準にある個々の学科が軽視されないことを確認する。
- ・新興分野や成長分野の研究を支援する。
- ・有能な研究者の育成や報酬のための投資を行う。
- ・自然科学、工学、応用科学だけでなく、芸術や人文科学における研究を支援する。

ここで重要なのは、これらの提案が、イギリスにおける現行の研究資金提供システムに基づいているということである。概して、同等の額が、2種類の資金提供経路、いわゆる「2重支援システム」を通して供給されている。一つは、機関の研究能力の基盤を支援するため、イングランド高等教育財政審議会を通して配分されるもので、以下で論じる研究評価によって測定される研究の質に応じて、選択的に配分されるものである。もう一つは、特定の研究プロジェクトを支援するため、研究審議会（およびその他の資金源）を通して配分されるものである。

イギリスでは、研究資金はすでに選抜によって配分されている。財政審議会の研究資金の75%はトップ25の機関に配分されている。研究審議会の助成金についても同様である。

教育技能省の具体的な提案では、優れた研究や新興分野の研究への資金提供とあわせて、共同研究を奨励している。以下で述べるように、教育技能省は研究評価へのアプローチの見直しも行っている。

5. 知識の移転

また教育技能省は、**知識の移転**に関しても具体的な提案を行っている。その提案は、教育と研究に対してだけでなく、永続的な資金提供の経路の確立を含むものである。加えて、諸外国と同様に、大学やカレッジの地方への経済的影響に対しても、これまで以上に注意を払っている。

イギリスの地域開発公社は、地域レベルで経済発展を促進するために存在している。これらの公社は、大学と企業社会の関係の構築という、より大きな役割を担うよう期待されている。こうした関係は双方向的なものである必要がある。すなわち企業社会が、高等教

育の提供する機会を最大限に利用できるよう奨励する必要がある、また特に中小企業と大学との関係を構築する必要がある。

6. 教育と学習

教育と学習に関する教育技能省の提案は、すでに得られた成果に基づいて、教育の質の向上を奨励するものである。要点は以下の通りである。

- 研究や学生数によるばかりでなく、教育上の強みを通して大学やカレッジに新たな資金が獲得されるよう、資金提供の均衡を調整している。
- より質の高い情報に基づいた学生の大学選択は、大学の質を高めるように作用するだろう。教育技能省は、全国学生連合と協力し、公表されている学外試験委員の報告書や教育基準に関するその他の情報とあわせ、学生を対象とした包括的な意見調査の結果を公表する予定である。
- 教育に明確な価値をおき、優れた教員に報酬を与え、昇進させるといった、人的資源戦略を有する高等教育機関に対しては、給与のための資金が追加配分される。
- 高等教育における教育に対して、全国的な専門職の基準が新たに確立された。これを基礎にしてすべてのスタッフに対しての公認の訓練が行われ、また新人の教育スタッフは皆、2006年までに公認の訓練を受けることになる。
- 学外試験委員システムは、訓練と研修の改善によって強化される。
- 教育における優れた実践を発展させ、振興するために、教育水準アカデミーという単一の全国機関の設立について協議している。
- 学科レベルで優れた教育に報酬を与え、最高の実践を振興するために、卓越した教育拠点を複数設立し、それぞれに5年間にわたって年間50万ポンドと、資本金の提供を求めて入札する機会を提供する。
- 優れた教員に対して多額の報酬を与える、全国教育奨励金制度を拡充する。
- 研究学位を独力で授与する権限を持たない機関に、「大学」の肩書きを与える可能性を広げる。

7. 拡大

イギリスの高等教育システムの**拡大**という教育技能省の計画は、2010年までに就学率を18-30歳人口の50%にまで引き上げるという目標を支援するものである。イギリスの就学率は、すでに43%に達している。

拡大の大部分は、学生と経済の要求に沿った新たなタイプの資格によって実現されるだろう。2年制の基礎学位が主要な実践重視型の高等教育資格になるにつれ、こうしたタイプの学位の拡大に重点をおくようになるだろう。

また、パートタイムで学位を取得しようとしている学生に、より多くの支援を供給し、単位互換、eラーニング、そしてその他の新たな学習形態の開発を支援することによって、

ますます多様化する学生集団の要求に見合った柔軟な対策を奨励する。

8. 就学者の幅の拡大

イギリス政府が特に関心を持っているのは、就学者の幅を拡大し、あらゆる社会的背景を持つ学生に対して、高等教育入学の機会を開放することである。貧困層出身者が、イギリス教育システムのあらゆる段階でおくれをとっているという状況に満足はできない。

すでに初等・中等教育および継続教育では、主要な改革が進行中である。こうした改革は、高等教育への就学機会の拡大において重要である。

また学校や若者の意欲を高めるための全国的プログラム「もっと上を目指そう (*Aim Higher*)」もある。このプログラムは、サマースクールや、学校やカレッジの教員を支援する機会を学生に提供する試行プログラムを含め、学校、カレッジ、大学の間によりよい関係を構築するために計画されている。

教育技能省は、大学側と協力し、入学許可手続きの専門性、公正性、透明性を確保する。そして就学機会の拡大についての進捗状況を判断するためのより優れたベンチマーク情報を、大学やカレッジに供給する。容認できないほど退学率の高い大学には、改善計画を要求する。

授業料の課金方法を変更する計画の一環として、各機関に入学協定の枠組みを策定する入学調整官を設け、金銭的な悩みの克服を支援し、意欲向上の基盤とするべく、貧困層出身の学生に奨学金を再導入する予定である。

9. 資金調達

資金調達に関しては、大学の寄付金の増加こそが、長期的には真の自由な資金調達への道であると信じ、多様な方法で寄付金を増やすよう、大学やカレッジを支援する。

加えて、2006年以降は、最高で年間3,000ポンドの授業料を、学士課程学生に課す権限を各大学に与える提案をした。現在、大学は収入を調査した上で、学生やその家族に1,100ポンドの授業料を課しているが、新計画では、どの学生や親も事前に授業料を支払う必要はなくなる。新たな卒業生負担案では、学生や親は、学生が収入を得始めてから、税制を通して負担金を返済することになる。

授業料の上限を定め、厳密な入学協定の策定を大学に求め、また現在行っているように、貧困層出身者には1,100ポンドの負担金を支払い続けることによって、大学への就学機会を保証する。

10. マネジメントとリーダーシップ

大学がより多くの自由と自己決定力を持つようになるにつれ、優れたリーダーシップとマネジメントとがますます重要になる。リーダーシップとマネジメントの必要性を確認し、かつその必要性に応え、専門職の意識を持った指導者や経営者の集団を形成するために、

リーダーシップ基金創設の支援を計画している。この基金は、リーダーシップやマネジメントに関する最高の国際的専門知識を生かした、優れた実践モデルを開発する役割を担うことになる。

1 1. 評価システム：教育

イングランド高等教育財政審議会は、大学やカレッジにおいて資金提供の対象となっている教育の質の評価を保証する法的責任を負っており、この作業を代わりに遂行してもらうべく、高等教育質保証機構（QAA）と契約を結んでいる。

2002年までに、QAAは機関レベルおよび分野レベルの双方において、資格と学術的な質の基準を維持するため、各機関が実施している内部プロセスを評価した。

機関レベルの監査は、当初以下の内容を対象としていた。

- ・教育課程およびプログラムの企画、点検
- ・教育、学習および学生の経験
- ・スタッフの採用、訓練、育成および評価
- ・学生評価、学位分類を含む審査
- ・学術的水準
- ・フィードバックおよび検証システム
- ・機関の広報・宣伝資料

最近では、機関レベルの監査は、個々の大学やカレッジが、学術的水準、プログラムや報奨の質に関する責務をどのように果たしているかという一般的な問題と、その点に関する根拠といった問題に重点がおかれている。

1995年から2002年にかけて行われた**分野別評価**は、教育を提供する上で中核をなす以下の6つの評価項目に集中して行われた。

- ・カリキュラムの企画、内容、構成
- ・教育、学習、評価
- ・学生の進歩および達成状況
- ・学生支援および指導
- ・学習資源
- ・質の管理および向上

各項目は1（低）から4（高）までの4段階評価となっている。全項目のうち、いずれかの項目で「1」の判定を受けた学科は、1年後の再評価を余儀なくされる。そして再度いずれかの項目で「1」の判定を受けると、「質の承認不可」という評価を受けることになる。3項目以上で「2」の判定を受けた学科には、改善計画の提示が求められる。

分野別評価報告書は、公表され、公有財産となるため、たとえば進学予定者は、どこの機関についても学習したい科目について知ることができる。

議論の末、質保証評価における監査主導型の新方式である**機関監査**が、2002年に導入さ

れた。この新方式は、質や基準を維持するためのプロセスの有効性について、各機関が負う説明責任に焦点をあてている。

この新方式は6年周期であり、各機関は、この期間内に、質と基準に関する最新の情報を提供しなければならない。

新方式の主な特徴としては、従来、あらゆる機関に対して強制されていた、大学やカレッジ内の科目や学問分野レベルにおける評価が、きわめて選択的になったことが挙げられる。新方式では、質や基準を維持するための実施プロセスを検討するため、監査の期間中、少数のサンプルについて、専門分野に対する監査のプロセス調査を行う。そこでは、科目レベルの全面的な評価は留保され、懸念のある科目についてのみ行われる。これは、成功の度合いに反比例して介入するという一般原則に従うものである。

大学内部の質や基準に関するデータの有効性、そして一般人に利用できる情報が、新たに重視されている。公表される情報は、学生の成績に関する量的データ、学外試験委員による報告書の要約を含む質的データ、機関独自の調査や新たな全国調査によって収集された卒業生からの意見を含むものである。

機関監査後、機関の質にどれほど信頼がおけるか、また大学自身が公表している質と基準に関する情報がどれほど信用されうるかについて、判断を示す報告書が公表される。

1.2. 評価システム：研究

研究評価（RAE）は、定められた質の基準に従って、選択的に研究資金を提供する方法として、1986年に導入された。RAEは4年もしくは5年ごとに、大学人および企業人のような研究成果の利用者から構成される専門家パネルによるピアレビューを通して行われる。最近では2001年に行われている。

各機関は、最高で69の研究領域において研究成果を提出でき、提出された研究成果は、1（提出された研究成果において、国内的に優れたものが皆無もしくは事実上皆無）から、5（提出された研究成果の半数以上が世界水準で、残りも国内的に優れた水準）までの標準化された尺度にしたがって、質の評点が与えられている。

この評点は、評価の対象となった研究の量とともに、高等教育財政審議会が、大学やカレッジへの資金配分を決定する際に用いる算定式の重要な変数である。

このシステムはうまく機能しており、明らかに研究の質の向上につながった。このシステムは、現在見直しが行われており、近々報告書が出る予定である。その結果、専門家の評価に基づき、国際的な研究拠点や研究協力を特色とする研究評価システムに改訂されるだろう。

教育技能省の政策の詳細に関しては、以下のウェブサイトで閲覧が可能である。

www.dfes.gov.uk

www.hefce.ac.uk

www.qaa.ac.uk

報 告 4

アメリカ合衆国

集団行動ディレンマとして見た大学の質
— 大学及び公共政策の課題 —

David D. Dill

ノースカロライナ大学

集団行動ディレンマとして見た大学の質

—大学及び公共政策の課題—

デイビッド・D・ディル*

杉本和弘** 訳

1. はじめに

過去 10 年の間に、世界のほとんどの国において高等教育政策に新たな課題が持ち上がってきている。高等教育政策におけるアクセスやコストといった伝統的課題に、大学の質に対する関心が新たにつけ加わったのである。国家による質的統制—より一般的には、「質的保証」と呼ばれる—の新しい形態は、1980 年代初めにフランスで始まり、1980 年代後半にはサッチャー政権によってより洗練されたものとなって世界中に急速に普及していった。こうした新たな公共政策の広がりには、大学の質的保証に携わる公的な独立組織体の国際的なつながり—すなわち、「国際高等教育質保証ネットワーク (International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education; INQAAHE)」—が発展してきたことに間接的に示されている。1990 年の創設時には、「英連邦 (Westminster)」の諸国を中心に 25 の団体と 17 の国が参加した。INQAAHE がアイルランドのダブリンで第 7 回国際会議を開催した 2003 年には、62 カ国から 138 の参加機関を有するまでになった。

こうした新しい質的保証の統制や組織が発展してきたことは、大学コミュニティに対してはもちろん、一般社会に対しても実質的な問いを投げかけている。つまり、大学の質に関して新たな政策が必要なのか、もし必要であるとすれば、大学内部において、さらには公的統制を通してこの課題に対処するための最善の方法は何なのか、という問いである。私は、過去 10 年にわたって、米国・ヨーロッパ・アジアにおける研究を通して大学の質の問題を精査してきており、そこから明らかになったことや観察の結果について報告を行いたい。今回の議論では、私が最も通曉しているシステムであるという理由から米国の事例に焦点を当てようと思う。しかしながら、そこで取り上げられる諸課題はヨーロッパやアジア各国においても見られるものであり、その意味でより広く適合性を有するものと言

* アメリカ ノースカロライナ大学教授

** 広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員

本稿は、2001 年 10 月 15 日モントリオール大学において発表した論稿に修正を加えたものである。

える。以下では、まず大学内で、次に公共政策を通して大学の質を向上させるのに有効なアプローチを提案してみたい。

2. 我々は大学の質的問題を抱えているのか？

インディアナ大学の高等教育学者ジョージ・クー (George Kuh) は、過去 30 年における米国の学士課程教育の質を分析した最近の論考 (1999) の中で、「我々の活動はどの程度のものなのか」という問いを提示している。学生のアカデミックな経験、時間の使い方、アカデミックな活動に注ぎ込んだ努力等についてあらゆる種類のカレッジや大学に渡って入手し得たデータを体系的に評価した後で、クーは次のような結論に至っている。

学者先生たちが米国の教育システムのパフォーマンスを評価するにあたって好んで使うのは、慣れ親しんだ A から F までの成績体系である。では、本研究の結果に基づいて考えれば、いかなる成績のあり方が米国の学士課程学生の経験の質を正確に表しているのだろうか。・・・努力という点で見れば、学生も大学もせいぜいのところ C がもらえるにすぎない。このレベルの努力では、学生や国家が必要とし、受けるに値するような卓越性に対して集団的に取り組んでいるとは到底いえない (Kuh, 1999, p.117)。

クーの判断は部分的に、過去 20 年間に米国の代表的なカレッジ及び大学で実施した学生活動調査を基盤としている¹。この調査は、学生の学習活動についての報告を分析したものであり、例えば、学生が学習に費やした総時間、論文執筆に 5 時間以上費やした回数、課題図書に 10 冊以上読んだ回数などを扱っている。先行研究によって、これらの特定の学習活動は学生の学習状況の予測変数として示されている。クーの分析によれば、米国のあらゆる大学・カレッジで 1990 年代の学生は、それ以前の学生よりも、授業への出席や学習といった学習関係の活動に費やす時間が減少しているにもかかわらず学業成績が向上したことが示されている。クーはまた、1990 年代における学生の経験を分析して、学習を推進するための三つのプロセスを提案している。すなわち、教員と学生との相互作用、仲間内での協力、能動的学習の三つである。クーが明らかにしたところによれば、学生は、教員・

¹ クーの研究では、C. Robert Pace が開発し有効性が実証されている「大学生の経験に関する質問調査 (College Student Experiences Questionnaire)」が使用されている。

学生の相互作用をめぐる経験についてのみ、さらには小規模カレッジにおいてのみ得るところがあったと述べている。博士学位授与大学における状況は逆であり、教員・学生の相互作用や能動的学習は減少する傾向にある²。

公平に見て、クーの分析は学生の自己報告によるデータに基づいてはいるものの、米国のカレッジや大学の輩出する現在の卒業生が以前の学生よりも能力が低く教育も不十分であるということを明確に示しているというわけではない。しかしながら、彼の指摘する全般的傾向は、米国において学士課程教育の質が悪化しているとする社会的認識と一致している。そうした社会的関心は、過去 10 年の間に教育や学習に対するカレッジや大学の関心を上昇させようという州及び連邦レベルでの取組みにつながってきた (Dill, 1998)。このような取組みには、公立のカレッジや大学の実施する学士課程教育における「学生評価」—ここでいう「学生評価」とは学士課程学生の学習経験を評価するためのより体系的な手法のことを意味している—への関心を高めようとする州の取組みが挙げられる。また、教員たちが教育に費やす時間を増加させる取組みだけでなく、学業成績の測定に関連付けられた業績本位の助成も州によって実施されている。例えば私の居住するノースカロライナ州では近年、州法において州内の研究大学に所属する教員が教育に費やす時間を 10%増やすことを命じている。これは、大学教員が学士課程教育を十分に重視していない点に政治家の関心が向けられたためである。

同様に、連邦レベルにおいては米国のカレッジ・大学に対するア krediteーション・システムの改革を求める声が高まってきている (Dill, 1997)。こうした連邦レベルの圧力に応えるかたちで、地域の認定団体や専門職認定団体は学術的な質や教育・学習の向上をより重視すべく、基準を改定し認定過程を見直しつつある (Dill, 2000a)。本稿冒頭で指摘したように、学術的な質に関する社会的関心やその結果としての改革圧力が、英国、オランダ、ブラジル、中国、スウェーデンといった多様な諸国で出現してきているのである。

さしあたりクーの分析や学士課程教育に対する社会的関心がある程度の妥当性を有していると仮定すれば、米国のカレッジや大学の質が低下してきている原因とは何なのだろうか。この問題の原因を理解することは重要である。というのも、もし新しいタイプの規制が実施されるとすれば、それはこうした問題に対処することを明確に且つ効果的に目指すものであったほうがよいと考えるからである。

² ボイヤー審議会 (Boyer Commission) による『研究大学における学士課程教育 (Educating Undergraduate in the Research University)』(1998 年) も同様の懸念を示している。

3. 原因：教員による職務回避

クー自身（1999）が述べているように、米国の学士課程教育の質が顕著に低下した主な理由は、クーの言う「教員の職務回避（faculty disengagement）」にある。あらゆるタイプの大学において教員自身が教育や学生の学習評価に関与しなくなっているのである。したがってクーの結論によれば、学生の学習活動に見られる否定的な傾向を反転させるには、教員たちが大学の質を向上させるべく目的を絞った協力的な取組みにもっと時間を費やすことが必要である。

クーが「教員の職務回避」として述べていることは、二つの意味で理解することができる。それが第一にそして最も明瞭に意味していることは、教育活動に時間をかけずに研究や学問により多くの時間を配分する教員の存在である。この意味における「職務回避」は、専門職としての責任と公共政策をめぐって興味深くも困難な問題点を提示している。「職務回避」のもう一つの、そして相対的に不明瞭な意味について述べる前に、こうした問題について簡単に触れておきたい。

過去数十年において米国で実施された教員活動に関する全国調査（Fairweather, 1997）が明らかにしているところによれば、小規模のリベラルアーツ・カレッジを含むあらゆる4年制大学において教員は教育活動に費やす時間の割合が減少し、研究活動に費やす時間の割合が増加したと報告している。デューク大学の経済学者チャールズ・クロトフェルター（Clotfelter, 1996）が、シカゴ大学、デューク大学、ハーバード大学の代表的な学科における一定期間の変化に関する詳細な分析の結果明らかにしたことは以下の通りである。

ここで考察した（三つの）機関が何らかの特徴を示しているとすれば、1977年から1992年にかけては、徐々にではあるが認識され得る変化の起こった時期であったということである。年単位で教育が実施されている科目で測定したところ、調査サンプルとした学科ではほとんど例外なく教室における平均の授業負担が減少していた。こうして測定された授業負担が教育活動のあらゆる側面を網羅しているわけではないものの、それは教育活動を敬遠して研究活動を志向する重要な動きを示していると言える（p.204）。

このように就労時間が教育活動から研究活動へと振り替えられていることが、個々の教員によってだけでなく大学自治を通して集団的になされた大学教員自身による意思決定の結果であることを強調しておくことは重要である。政府が大学セクターにおける教育、研

究、公共サービスに影響力を行使しようと多くの取組みを行っているにもかかわらず、こうした活動に関してなされる日常的な決定のほとんどは専ら学科や教員自身の手握られている。教育活動に割く時間を減少させようという決定が、各教員が教室で行う教育の質に影響を与えることは確かだが、以下で示すように、教員たちが集団で実施するカリキュラム開発、教育評価、学生評価といった、学生の効果的学習や大学の質の維持を大きく左右する活動にも否定的な影響を与えることになる。

米国のシステムにおいては、教育活動に割り当てる時間を制限し、研究・学問に割く時間を最大化しようとするこうした要求が経済的に合理的な決定であることは確かである。米国の研究助成は競争的に配分され、それゆえ多くの領域で研究・学問に対する支援を得るには助成申請に相当量の時間を費やすことが必要となる。同様に、教員としての威信は研究・学問を通して獲得されている。教授らが、学士課程教育における評判でなく研究におけるそれに基づいてある大学から別の大学に採用されていることは周知の通りである。要するに、教員は教育活動よりも研究・学問活動により多くの時間を費やすことで生涯賃金を明らかに増大させることができるのである。

そのうえ、大学での採用がますます国際化し、他の諸国が研究助成の配分に対して米国的な競争配分システムを採用するにつれて、教員が従来は教育に割り振られていた時間を研究に費やす問題が広く見られるようになってきた。一般市民により大きな経済的機会を提供すべく過去 10 年にわたって高等教育機会を拡大してきた多くの国において、高等教育システムの「研究志向 (research drift)」が見られるようになったことに関心が示されつつある (Dill, 1998)。すなわち、そうした国々は高等教育システムにおける教員らがすべて伝統的な大学セクターの教員の規範や行動を採用しようとしていることに気づきつつあるのである。その結果、大学 (学科) の質を評価し、研究助成金の配分を最も妥当であると思われる学科に限定することを目的に策定された研究評価計画を開始した国もある (Dill, 1998)。

私のこうした問題提起に異議を唱えたいと思う教員が少なくないかもしれない。結局のところ、大学人に対する動機付けの現行の構造は、とりわけ米国において、連邦政府の研究政策の一環をなしている。それだけでなく、研究は公共の利益に対して重要な独自の寄与をなしてもいる。それゆえ、教員がますます研究に時間を費やしていることは、おそらく公共財への貢献を増大させていると言うことができる。こうした指摘は正当なものではあるが、すでに述べたとおり、少なくとも米国において教員が教育活動から研究活動に時間を振り替えるという意思決定は教員自身によってなされており、それは一般社会や政策

立案者からは時に見えにくいものである。こうした意思決定が公的資金の間接的な再配分を伴っていることも少なくないことを考えれば、われわれはそれらの政策選択が完全な情報公開を伴って公的に議論されるようにする倫理的な責務を負っていないだろうか。そして、しばしばするように、教育から研究に時間を振り向ける一方で学術的な質は維持し続けていると主張するのならば、そうした言い分を支持する証拠とは何であろうか。その過程で教育・学習活動があおりを受けていないことを保証するために、われわれはいかなる新しい予防措置を大学内部で講じてきたのだろうか。残念ながら、こうした主張を支持する証拠は、高等教育分野の研究者の手による米国システムの全国的調査 (Boyer Commission, 1998; Kuh, 1999) によってはほとんど示されていない。

4. 学習の質と教員による協力行動：集団行動パラドクス

そこで、クーが言う「教員の職務回避」のもう一つの意味を明らかにしたい。それは、大学における職務の組織化や公共政策にとってより実質的な意味を有していると考えられる。教員の職務回避はまた、スタンフォード大学のビル・マッシー (Bill Massy) が言うところの「教授自治の空洞化 (hollowed collegiality)」を反映している (Massy, Wilger and Colbeck, 1994)。マッシーの言う「教授自治の空洞化」とは、学科が集団的に行動しているように見える一方で、カリキュラムや授業の実質的な改善につながるような特別な協同活動を避けてしまっている事態を指している。

米国の大学において学科レベルでフィールド研究を実施したマッシーら (Massy, Wilger and Colbeck, 1994) によると、教授たちは、研究成果を共有するための非公式な会合への参加、教授の昇進やテニューアについて決定する集団的な手続きへの参加、各学期にいかなる特定の科目を提供すべきかについての意思決定への参加については進んで報告している。しかしながら、

こうして教授自治に飾られているにもかかわらず、回答者が我々に語ったことは、そうした装飾が学士課程教育を改善するために必要なより実質的な議論や、学科の取組みをより効果的なものにするのに必要な集団的責任感につながることは少なかったという点である。こうした教授自治の残滓は教授陣にとっては都合のいいものだが、職務に関わる基本的な問いをはぐらかしてしまうことにもなる。学生の学習面に関しては特にそうであり、それは遺憾なことである。つまり、カリキュラム構造、多様な教授法、学生評価をめぐる諸問題への教授陣の取組みの点

でみれば、教授自治は挫かれたままの状況にあると言える (Massy, Wilger and Colbeck, 1994, p.19)。

こうした教授自治の空洞化に主として手を貸しているのは、観察対象となった学科内において教授たちの間で起こっている意思疎通の断片化である。教授陣は教育活動の多くを単独で行っているのはもちろん、往々にして学問分野の下位領域が極めて狭く規定されているゆえに、多くの教授たちは自らの教育活動について他の教授たちと議論することがほぼ不可能だと感じている。個人による自治や学問的専門性といった諸価値が優勢になることによって、カリキュラムの断片化や教授たちの孤立が進む結果を招いているようである³。

ジョアン・スターク教授 (Joan Stark) らがミシガン大学で実施した米国の教員調査 (Lattuca and Stark, 1994) が同じく明らかにしたところによれば、以前はカリキュラムの共同策定や学生の学習をめぐる教授らの話し合いの基盤を提供していた学問分野の規範や基準が、教授らの行動に影響を与えている。多くの学問分野において教授らがカリキュラムの内容の定義に賛同することはもはや容易でないし、特定の学習内容が学生にとって適切であったという点で合意することもない。教授らは、学問分野によっては、領域の多様性ゆえに学生の知るべきことに関して合意に達することが不可能になったという考えを表明している⁴。

我々はここで、私が現代の大学の中心的なパラドクスと考えるもの、すなわち大学の質をめぐる集団行動ディレンマに遭遇する。教授活動や学生の学習活動を改善するための教授たちの集団行動には、同僚との協力的行動に個人の時間やエネルギーを費やすことに価値があるのだという証左が必要である (Dill, 1999a)。しかし、大学の組織や文化の本質的特質は高度に個人化され、教授らは専門教育や研究上の関心を追求しようとする動機を有しているがために、学科の成員たる教授が学生の学習に対して共通の対策で合意に至ること

³ 教授自治の空洞化を促進させるもう一つの要因は、学問の自治という概念が、個々の教授たちが自分たちの担当するコースの内容を決定する絶対的権限を有していることを意味するとしばしば誤解されている点にある。

教授たちが教室の中でしていることは、外部の脅威から守られなければならない。学問の自治を守ることは、学生評価に対する教授たちの回答が明らかにしているように、教室を「私的な」領域にするという効果を有していた。教室で起こったことに関するいかなる問いも、学生が何かを学んでいたかどうかさえ、教授陣の自由に対する脅威と見なされたのである。教室のやり取り、つまり教授と学習は、真剣な観察や議論から除外されることが必要であった (Lazerson 1997, p.21)。

こうした問題は (Rosovsky and Ameer 1998) において徹底した説明がなされている。

⁴ 関連した問題として、多くの新たな学際的プログラムが急速に発展し、それが明らかにカリキュラム内容の特質について明確な伝統や合意の共有化を欠いている点を指摘することができる。

はますます難しくなっている。それゆえ大学の各組織は、カリキュラムを「再構築」し学習活動を改善するための協力行動が有益であるという証拠を蓄積していくことができないのである。

そうした証拠がない以上、いかに分別のある教授でも、教育や研究における個人的な取り組みに貴重な時間を投資し続けることが自らの最善の利益となると考えるものであろう。これこそが大学の質をめぐる集団行動ディレンマなのである。それでは、教育や研究において個々人の行動の自由を推奨すべく組織化されている機関において、我々はいかにして協力的な行動を促すインセンティブを創出すればよいのだろうか。

5. 学習組織

冒頭で述べたように、多くの国における大学は教育と学習の質を改善しようという社会の圧力の高まりの中にある。もしそうであるなら、こうした大学は質をめぐる集団行動ディレンマにどのように対処しているのだろうか。英国、ヨーロッパ、オセアニア、南米におけるケーススタディに基づく私自身の研究 (Dill, 1999b) によれば、大学は、第一にその教授陣により積極的に大学の問題解決に取り組むように促すことによって、第二に組織単位内で説明責任やコミュニケーションを高めることによって、そして第三に大学内に教育と学習について調整を行う新たなメカニズムを創出することによって、自らの学術構造に適応力をつけていくものである。

大学において教育と学習の質を向上させるための最初の重要な要因が、大学の問題解決に「証拠の文化 (culture of evidence)」を吹き込むことであるというのはまったく皮肉なことである。エリック・アシュビー卿 (Sir Eric Ashby) は 40 年も前に辛辣に次のように述べている。

この国の至る所で、丹念に証拠を集めた上でなければ、葉っぱの形、言葉の由来、ある原稿の著者について意思決定を行おうとはしない学者集団が、入学政策、大学の規模、教員と学生の比率、科目の内容、諸々の類似した問題に関しては、疑わしい前提、断片的なデータ、単なる直感といったものに基づいて意思決定を行っている。

教育と学習の改善に関する問題解決が、特に基礎的な学術単位のレベルで成功するかどうかは、関係する教授陣の間における「社会的知識」の質如何にかかっている。ある学術単位の構成員が大学の質に関する知識を開発するためには、諸問題に対する証拠に基づくアプローチと学生の成績についての共通の言語が必要となる。学問領域の諸文化に関する研究 (Braxton and Hargens 1996) がこれまでに明らかにしてきたところによると、複数の領域にわたる学術的課題をめぐる集団的な問題解決の効果はかなり多岐にわたる。あまり構造化されていない領域やカリキュラムを特徴とする学部では、教えることは「科学」というより「技術」だとする信念のためだけでなく、教育やカリキュラムをめぐるイデオロギー論議が起こることで、教育と学習の向上はしばしば問題を孕むものとなる。多くの大学はこうした限界を理解しつつ、評価や質的保証のプロセスの中で学術単位に対して研修を行っているのである。これらの大学で明らかになったところによれば、分析的な問題解決について共有できる規範や業績に対する大学共通の言語を開発することは、教授陣が教育や学習の向上に必要な新しい知識について集団で議論し合うことを促すのに役立っている。こうした観察が示唆するように、あらゆる学術単位の中で証拠に基づく問題解決の文化を醸成することは、大学の質における集団行動ディレンマを解決する上で重要な、そしてしばしば過小評価されがちな最初の段階なのである。

大学における問題解決が成功するためには、大学の構造が教授陣に教育・学習のプロセスを効果的に調整することを可能にするものでなければならない。しかしながら、学問における専門性や専門職としての自治の伝統は、教授陣がプログラムを改善すべく協同することを困難にすることが少なくない。私の調査した多くの大学は学術組織として伝統的な「学部」形態に依存していた。こうした大学では現在、学科領域での教育活動に対して学部の責任と統制がよりよく機能するような新たな構造が創出されつつある。これらの構造には、学部内でカリキュラム調整の担当者を任命したり、学術単位内で教育・学習活動の質を調整する教授陣からなる委員会を設置したり、また多くの場合にはより一貫したかたちでのカリキュラム設計や管理を促す手段として正式な「学科 (schools)」を設置したりすることが含まれる。

先述の三つ目の組織変化は、教育・学習活動の体系的な改善のための効果的な調整、支援、アカウントビリティを提供するための構造を全大学レベルにおいて開発することである。こうした変化には、学術単位内の教育・学習の質を継続的に監査する責任を負った大学レベルの委員会を立ち上げることが含まれる。これらの委員会は、学術部局レベルで行われる教育・学習活動の向上に向けて支援を行う多様な技術的部局を調整することに加え、

教育・学習活動における実験や革新を支援するための資金配分にも責任を有していることが多い。こうした部局には、教育・学習センター、カリキュラム・プログラム評価グループ、学生評価やプログラム修了生調査の支援を行う部局といったものが含まれている。

ここで言及したこのような構造的変化—体系的な問題解決、カリキュラムや学習に対する権限とアカウントビリティの明確な関係づけ、中核的な学術活動のよりよい調整—は、「学習組織 (a learning organization)」と呼ばれる新たに出現しつつある組織形態の事例として理解できる (Dill, 1999b)。ここでいう「学習組織」が意味しているのは「知識を創造し、獲得し、伝達することに熟練し、新しい知識と見識を反映すべくその行動を変えていくことに長けている組織 (Garvin, 1993, p.80)」のことである。

現在、学習組織について私が進めつつある研究 (Dill, 1999b) から、こうしたタイプの組織がますます競争的になる環境を生き残り伸張していくことを可能にする特質を指摘することができる。学習組織が成功裡に発展していくのに緊要であることが明らかになったあらゆる行動のうち、私の調査した大学において少なくとも明らかになったことは、大学内部において教育・学習活動の向上に関する新しい知識の伝達を促すようなプロセスや構造の存在であった。この場合、学問の自治の伝統が深く根付いていることは大学が目に見えて改善する上で不利な条件となる。こうしたハンディキャップは、大学における質の向上に対する運営陣の自由放任主義の態度によってさらに悪化することもある (Dill, 2000b)。様々な学問領域において学問的水準を維持するためのメカニズムを体系的に見直した英国やスウェーデンといった諸国では、同じ大学内でも質を保証するために採用されている手段に部局によってかなりの差異があることが明らかにされている。訪問した部局で使われていた質的保証の方法の中には、外部評価者の目から見ても明らかにその他のアプローチよりも優れたものが見られた。しかし、こうした差異を、関連するプログラムに対する権限を持った学部長や大学運営陣に明らかにすると、運営陣はこれらの差異に気付いていないと指摘することが少なくなかった。このように大学内の質的保証プロセスにおいて観察される差異についての知識を欠き、さらにしばしば関心を欠いていることは、大学運営陣があまりに大学の威信を追求することによってつつを抜かし大学の水準に対する自らの責任を放棄しているのではないかという深刻な問いを提起しているように思われる。しかし先の研究では、ほとんどの大学にはうまく活動できている部局が存在し、教育・学習活動の向上について他の部局が手本にできるような知識を有している点も指摘されている。こうした現実が示唆するのは、管理運営上の関心が大学内の良質な質的保証実践の確認と、そのような実践例を他の部局に拡張していくための支援に向けられることで価値が高まるという

ことである。

私が以上で概説した活動は、学科から学部や機関全体に至る大学のいかなる段階においても質的向上に向けた指針として利用することができる。しかし指摘したように、そうした変化の起動力は一般に大学内部ではなく、質的保証プロセスの改善を求める外部の圧力に由来している。私の調査した大学のすべてが、そうした改革を求める外圧に晒されていた。それゆえ、ここではそうした公共政策の計画についていくつか短い観察結果とともに結論を述べたいと思う。

6. 大学の質に関するプロセス志向の政策

ここまで指摘してきたように、大学の質をめぐる問題の主たる原因となるのは、大学の質を向上させ水準を維持するのに必要となる協力的な取組みを顧みることなく教授陣の個人化された行動を助長するインセンティブや価値である。これが正しいとすれば、現在大学の質的保証を目的に主唱されている公共政策の多くは、誤った問題に照準しているがゆえに効果的でないことが予想される。それは、中核的プロセスや成果、教授陣の労働量を規定しようという取組み、学部や大学の威信に基づいて大学の質を評価しようとする等級付けやランキングのシステム、大学の生産性についての伝統的測定と結びつけられた業績主義の助成システムといったものではなく、大学のインプットの質に焦点を合わせたアクレディテーション・システムの場合に特にあてはまる。私はその代わりに、大学の質に関する公共政策によってプロセス重視、つまり大学組織内のプロセスを強化することに焦点が当てられ、そこでは教授陣が集団的に各部局内で学問的水準を維持する責任を担うことが必要であると考えている。

現在、そうしたプロセス重視の質保証政策を実施している国は多い (Dill, 2000b)。こうしたプロセス志向の政策は名称こそ異なっても、ある種の特性は共通している。第一に、これらの政策は当初から学問的水準の維持は主として大学教授陣の責務である一方、大学がこうした責務に応じることに社会的に責任を果たしていなければならないということ的前提にしている。第二に、大学が学習の質やその学位の水準を保証すべく備えているプロセスについてピア・グループ (同僚集団) が外部レビュー (external reviews) を行う点に特徴がある。第三に、そうしたレビューは財政配分に直接結び付けられているわけではないものの、カレッジや大学が学問的水準を確かなものとし教育・学習の質を向上させるという責任を果たしている質的保証プロセスに関する報告書の評価と提出を行っている。

英国、スウェーデン、香港、ニュージーランドにおけるこうした質的保証政策について

行った独自の評価（Dill, 2000b）では以下の点が明らかになっている。

- ・プロセス重視の品質レビューによって教育・学習活動の改善が機関の優先事項となった。レビュー・プロセスの公的な性質や品質レビューの公開によって、教育・学習の質を保証し向上させることを目的としたプロセスの改善が、多くの機関において初めて各機関の重要課題に上ることとなった。レビューを受けた機関の多くは公開された報告書に対して、レビュー担当者の提示した勧告事項が「すでに進行中である」と指摘しているが、当評価では、各機関の政策や構造の変化の多くが品質レビューの外圧がなければ実施されていなかったであろうということが示されている。
- ・プロセス重視の品質レビューによって教育・学習活動を向上させるための方法について学部・学科内で積極的な議論や協力がなされるようになった。当評価のすべてにおいて明らかにされたように、学科レベルの教授陣は品質レビューの結果として大学の質向上について同僚間で議論し協力し合う取組みが増えたと報告している。このことは、レビューに対して機関全体及び学科の両レベルで対応することを促しているスウェーデンや香港でのプロセス重視のレビューにおいて特に見られた。
- ・プロセス重視の品質レビューによって教育・学習活動の向上に対する学部・学部・機関レベルの責任が明確になった。レビューによって常に明らかになったことは、学部や学部あるいは機関の指導的地位にある人々に、教育・学習活動を調査し向上させるために積極的な質的保証プロセスを開発し実施する責任があるという点である。
- ・プロセス重視の品質レビューによって機関内及び機関間における実践の成功事例 (best practices) に関する情報が提供されるようになった。レビューを進める中で管理運営陣に明らかとなったのは、学内に質的保証に関する「良き実践事例」が存在しており、それが質的向上の手段として他の学部や学部の手本となり得るということであり、それは多くの場合彼らにとって初めての経験であった。機関間のレベルで言えば、英国の品質保証機構（QAA）は品質レビューを通して明らかとなった良き実践事例を高等教育システム中に普及させることを目的とした公的な「質向上」機能を開発してきた。

結 論

大学の質について実施された近年の研究に関するこのレビューは、教授陣のやる気に口を差し挟んだり専門職による自己規制の原則を貶めたりすることを目的としているわけではない。そうではなく、外部からの規制を求める社会の声がますます強まる中で大学の職務に対する専門職によるコントロールを維持しようと思うのならば、我々は学生の学習活動における問題について考えられ得る原因を明確に理解しなければならないのである。クー（Kuh 1999）が報告した学生の学習関連活動の停滞は、もちろん、より広範な文化の変化や学生自身の動機付けとか価値観とかに関係しているのかもしれない。しかし、上述の研究が示唆しているのは、カレッジや大学がそのプログラムや学位の質や水準を伝統的に保証してきた専門職の説明責任の文化が衰退してきているという事実である。

これまでに述べた大学人の行動に見られる変化の多くは、過去 40 年の間に大学における「ゲームのルール」、すなわち教授陣の相互作用や調整を促す諸施策、行動規範、認可といったものに明確な変化が生じた結果である。エリオット・クローズ（Elliot Krause 1996）が専門職の影響に関する比較研究『ギルドの死（Death of the Guilds）』の中で指摘しているように、20 世紀後半、法律家・医師・大学人の各専門職は成員の行動に対する統制力を徐々に失ってきた。これら各専門職においては、国家規制による侵害や企業及び市場の影響力の増大によって、協力行動に対するインセンティブが変化させられてしまった。現在 こうした大きな社会的諸力によって、大学専門職の伝統的な規範や認可、個々のカレッジや大学の政策、関連学科の規則を通して、教授陣が学生の学習活動を向上させるべく持続的に関わり協力し合うことができなくなりつつある。

こうした新しい状況の中で、学術共同体がカレッジや大学において学術上の説明責任の内的な繋がりを回復し発展させるべく行動できるような手段を明らかにし、それによって学生の学習活動の質や学問的水準の維持が最も適切に保証されるようにすることが必要となるだろう。学問的水準や教育・学習の質に対する責任は、大学における実践を統制し変化させるのに必要な権限の存するところ、すなわち各機関の教授陣に与えられていなければならない。学術機関におけるプロセスをよりよく理解し強化する手段を探し出し、それによって教授陣が各組織単位の中で協力し合って質的保証や質的向上に対する責任を効果的に行使することができるようになることは、当を得た必然性のある社会的目標であるように思われる。

【参考文献】

- Ashby, E. (1963) Decision Making in the Academic World. In Halmos, P. (ed.) *Sociological Studies in British University Education* (pp. 93-100). Keele: University of Keele.
- Boyer Commission on Educating Undergraduates in the Research University (1998) *Reinventing Undergraduate Education: A Blueprint for America's Research Universities*. Stony Brook, New York: State University of New York at Stony Brook.
- Braxton, J. M. And Hargens, L. L. (1996) Variations Among Academic Disciplines: Analytical Frameworks and Research. In J. Smart (ed.) *Higher Education Handbook of Theory and Research*, vol. XI (pp. 1-46). New York: Agathon Press.
- Clotfelter, C. T. (1996) *Buying the Best: Cost Escalation in Elite Higher Education*. Princeton: Princeton University Press.
- Dill, D. D. (1997) Accreditation, Assessment, Anarchy?: The Evolution of Academic Quality Assurance Policies in the United States. In J. Brennan, P. De Vries, and R. Williams, (eds.) *Standards and Quality in Higher Education* (pp. 15-43). London: Jessica Kingsley.
- Dill, D. D. (1998) Evaluating the “Evaluative State:” Implications for Research in Higher Education. *European Journal of Education*, 33(2) 361-377.
- Dill, D. D. (1999a) Student Learning and Academic Choice: The Rule of Coherence. In J. Brennan, J. Fedrowitz, M. Huber, and T. Shah (eds.) *What Kind of University? International Perspectives on Knowledge, Participation and Governance* (pp 56-70). Buckingham: Open University Press and Society for Research into Higher Education.
- Dill, D. D. (1999b) Academic Accountability and University Adaptation: The Architecture of an Academic Learning Organization. *Higher Education*, 38(2): 127-154.
- Dill, D. D. (2000a) Is There an Academic Audit in Your Future?: Reforming Quality Assurance in US Higher Education. *Change Magazine*, 32(4): 35-41.
- Dill, D. D. (2000b) Designing Academic Audit: Lessons Learned In Europe And Asia. *Quality in Higher Education*, 6(3): 187-207.
- Fairweather, J. (1996) *Faculty Work and Public Trust: Restoring the Value of Teaching and Public Service in American Academic Life*. Boston: Allyn & Bacon.
- Garvin, D. (1993) Building a Learning Organization. *Harvard Business Review*, 71(4): 78-84.
- Krause, E. A. (1996) *Death of the Guilds: Professions, States, and the Advance of Capitalism, 1930s to the Present*. New Haven: Yale University Press.

- Lazerson, M. (1997) *Discontent in the Field of Dreams: American Higher Education, 1945-1990* (Publication Number NCPI-3-01). Stanford University: National Center for Postsecondary Improvement.
- Rosovsky, H. and Ameer, I.-L. (1998) A Neglected Topic: Professional Conduct of College and University Teachers. In W. G. Bowen and H. T. Shapiro (eds.) *Universities and Their Leadership* (pp. 119-156). Princeton: Princeton University Press.
- Kuh, G. D. (1999) How are We Doing? Tracking the Quality of the Undergraduate Experience, 1960s to the Present. *The Review of Higher Education*, 22(2): 99-119.
- Lattuca, L. R. and Stark, J. S. (1994) Will Disciplinary Perspectives Impede Curricular Reform? *Journal of Higher Education*, 65(4): 401-426.
- Massy, W. F., Wilger, A. K., and Colbeck, C. (1994) Overcoming Hollowed Collegiality. *Change*, 26(4): 10-20.

解 説

質的保証に関する解説

Tony Clark

英国海外体験支援協会

質的保証に関する解説

トニー・クラーク*

福留東土**・音野美晴*** 訳

この論考では、英国における高等教育の質的保証の発展の歴史とその文脈について詳細に解説を行い、結論の部分では4カ国における質的保証の有効性についてその概要を比較する。

1. 英国における質的保証政策の背景

英国における高等教育の構造変化が質的保証政策の発展に大きな影響を及ぼしている。

1970年までは、外部試験官制度と専門職団体を除くと、大学に対する外部からの質的保証は存在しなかった。これら制度と団体は、学位の質の持つ基準に関して広範な比較を行っていた。公的資金は5年単位で大学補助金委員会 (University Grants Committee, UGC) によって配分されており、その際 UGC は内部の専門家委員会によって把握される大学の質をある程度考慮に入れてはいた。しかしながら、これは明確なかたちで行われたわけではなく、UGC による配分の基準も一般には公表されていなかった。

地方自治体によって運営される小規模な非大学セクターが、およそ 50 の主要なカレッジによって構成されていた。これらのカレッジの多くはおよそ 100 年前に創設されたもので、職業教育に特化していた。これらのカレッジでは、上のパラグラフで触れた、ある程度基準が保証された大学との協力を通して学位が授与されていた。主要な下位学位の質については国の団体によって認められていた。これらのカレッジは、地方自治体の運営する学校や継続教育と同じく、監督局 (Her Majesty's Inspectorate) によって査察されていた。その内容はカレッジには報告されたが、一般には公開されなかった。

1969年、当時の教育科学大臣 (アンソニー・クロスランド) によってイングランドとウェールズに 30 のポリテクニクを創設することが発表された。これらのポリテクニクは、非大学セクターを形成していた地方自治体の運営する主要なカレッジを基盤にしていた。これらは 1971 年までに設置され、地方自治体によって運営されることとなった。しかしな

* イギリス コンサルタント、英国海外体験支援協会会長、元英国教育雇用省高等教育局長 (1990-2000 年)

** 日本学術振興会特別研究員

*** 広島大学高等教育研究開発センターCOE 技術者

がら、ポリテクニクで授与される学位は、新しい国家機関である全国学位授与委員会（Council for National Academic Awards, CNAА）によって国家として認証された学位であった。CNAАは、ポリテクニクの授与する学位が、大学の授与する学位と同じ基準であることを保証することを求められた。学位の認証作業に当たっては多くの大学スタッフが投入された。監督局は教育・学習施設の質に関して査察を継続して行った。

1980年代までにポリテクニクは英国の高等教育において主要な存在となり、大学よりも速いスピードで拡大していった。CNAАはいくつかのポリテクニクについて研究学位（research degrees）の認証を行った。またCNAАは、一部のポリテクニクがCNAАへの照会なしにCNAАの学位を授与できるアクセディテーションの編成を策定した。アクセディテーションは定期的に再検討された。CNAАの学位は雇用者からもよい評判を得るようになった。

また、1980年代には、マーガレット・サッチャーを首相とする新政権が、公共支出削減と、あらゆる公的事業に対して説明責任を強く求める政策を採った。UGCによる補助金が25パーセント程度削減された大学も一部ある。地方自治体によって運営されるポリテクニクは順調に拡大を続けた。学費援助に関する経費がポリテクニクと大学双方の財政に更なる圧力を与えていた。1985年にCVCPは、政府の奨励に従い、大学の効率性に関するジャラット報告を発表した。この報告は主に、戦略的・財政的計画に関するものであった。（もともとCVCPはこの報告の中で、「政府は、前触れなく短期間での変更を行うことによって大学を危機に陥れることを避けるべきである」と提言し、政府に対する批判をも展開した。）

1980年代半ばまでに、UGCは研究評価（Research Assessment Exercise, RAE）を開発し、これによって研究資金の配分をより選別的に行うことが可能となった。政府は、大学が教育プログラムの質と基準を保証する全国的な制度を確立することを促した（これは、監督局とCNAАがポリテクニクに対して行っていたことを補完するためであった）。CVCPは最終的に諸大学の品質管理業務を監査する学術監査部（Academic Audit Unit）を設立することに合意し、学術監査部は1990年に設立された。

1980年代半ばにはまた、ポリテクニクが、地方自治体の管理から離れ、それぞれの自治と自由を模索する動きが広がった。ポリテクニクの独立は1988年の教育改革法によって実現した。この教育改革法によってポリテクニク及びカレッジ財政審議会（Polytechnics and Colleges Funding Council, PCFC）が設置され、PCFCは新たに設置された大学財政審議会（Universities Funding Council, UFC）とともに財源配分を行う機関となった。PCFCは監督局とともに、優れた質を認定するための調査報告書の刊行に取り掛かり、これらは（増加した学生数に対する配分を通して）財源配分において考慮されるようになった。CNAАはまだ存在していたが、アクセディテーションが普及し、ポリテクニクは自らが独自の学位授与権と大学の地位を持つべきだと主張し始めた。

1991年に、政府は大学とポリテクニクという二元構造を廃止すると発表した。そして、

1992年に制定された継続・高等教育法によって、新たにイングランド高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England, HEFCE）が設置された。しかしながら、政府内では二つの主要な問題について議論がなされていた。第一の問題とは、研究資金の管理をHEFCEがすべての高等教育機関に対するRAEを通して行うべきであるというもので、研究資金の選別的な配分を継続させることが目的であった。この点については、最終的に政府内で合意が形成された。

第二の問題は、大学とポリテクニクという新しく一元化されたセクター内での質的保証についてであった。CVCPは、学術監査部（Academic Audit Unit）を設立したのは、大学が質に関するより強い統制を受けないこと（及び大学の自治を喪失しないこと）を前提としていると主張した。政府には主に二つの選択肢があった。第一の選択肢は、「新しい」大学セクターへと拡大された新たな監査部門を設立し、また、教育と学習の質を確保しようとする機関間の競争に依存しようとするものであった。第二の選択肢は、92年以前から存在した大学と新しい大学の双方を監査する新たな部門を設立し、HEFCEの管轄の下で教育と学習の質を評価することによって、監督局とCNAАという二重の質的保証の原則がポリテクニクにも適用される体制を維持するというものであった。大学とポリテクニクという新しく一元化されたセクターに対して差別的な質的保証システムを設けることは、一元化の目的と矛盾するという理由から排除された。

政府が懸念したのは、大学セクターが一元化されて学生数が倍増することが、基準が低下するという主張につながることであった。そこで、質的保証の二重システムという第二の選択肢が選ばれた。UGCの援助を受けていた既存の大学の一部は、自分たちの教育の質の高さは誰もが認めていると主張し、評価の項目に対して疑問を呈した。しかしながら、政府の見解は、評価は「UGC型」大学における研究の質の重視をある程度差し引くというものであった。また、教育の質に対する外部評価を初めて受けることは「UGC型」大学にとって価値ある経験であるとの見解も示された。政府の目的は、政府の方針を見直す前に評価のすべてのラウンドに対する審査を行うことであった。

1992年から2002年にかけて、評価は分野ごとにピア・レビューを通して行われた。HEFCEの見解は、ポリテクニクに対して監督局が行ったような審査を大学に対して行えば、評価は最初から無意味なものになってしまうというものだった。HEFCEは評価の運営を支える人員として旧監督局からは少人数しか採用しなかった。

大学は、新しく一元化された監査機関の設立に合意した。高等教育質審議会（Higher Education Quality Council, HEQC）である。HEQCは質の水準を維持するために品質管理プロセスを監査する機関であった。

一元化され、規模の拡大した大学セクター内の評価と監査を行うことは重要な管理上の業務であった。とりわけ評価活動は、大学から評価者を一時的に採用し、また彼らが評価を首尾一貫して行えるよう適切な研修を提供することについて、相当の労力を必要とした。

評価と監査という質的保証のふたつの側面は適切に導入された。評価に対しては、とりわけ「UGC 型」大学から不満が噴出した。評価がどのように等級付けされるのかということについて課題があったし、また、評価プロセスにおける大学の負担に関しても懸念があった。1995 年に、HEQC は HEFCE の評価部門と統合され、新たに高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA) が設立された。新たに単一の機構を設立した理由は、監査と評価を行う際の大学への負担を軽減することにあった。

実際には、QAA が大学への負担を十分に軽減することは不可能であった。しかしながら、QAA は評価を推し進め、2002 年までにすべての大学に対する評価が行われた。

2. 評価

これまでの分析から分かったことは、英国における質的保証はポリテクニクに対するものから発展してきたということである。ポリテクニクに対して行われていたことは二つの点において修正された。第一に、管理の手順と基準に対する監査が、独立機関ではなく、大学が設立した機関によって行われるようになったことである。このことは大学の自治と学位授与権を反映していた。第二に、教育と学習の評価が、常勤の視学官ではなく、主に短期契約の大学教員によって行われるようになった点である。この点にも大学の自治と成熟を反映していた。加えて、当初は別々に行われていた監査と評価という二つの主たる機能は、単一の団体、すなわち QAA によって行われた。

1992 年から 2002 年にかけて、数多くの革新的な発展が起こった。

- (a) 評価の結果と財政配分を関連づけないことは決定されていたが、評価の結果と個々の大学の入学予定学生数には関連がみられた。言い換えれば、質の高い教育と学習を行う大学では、大学の規模が拡大することにつながったのである。
- (b) 学術的な質の基準の設定は、個々の分野ごとに設定されるベンチマークが参考にされた。この本質的に困難な課題は、関連分野の専門家グループによって行われた。基準の性格は分野によって多様であった。だが、それでもベンチマークは有益であると考えられている。
- (c) HEFCE からの特別資金を通じて質を向上させようとするイニシアティブが多様な方面から図られた。
- (d) QAA の活動とは別に、HEFCE は一連のパフォーマンスインディケーターを作成した (例：卒業率、卒業生の就職率など)。これは、学生やその他の人々が、大学のパフォーマンスを相対的に評価しやすいようにするためのものであった。

3. 現在の政策

シンポジウムに提出されたニック・サンダースの論文は、2003年1月に公表された新しい白書『高等教育の将来』に述べられているような評価に対する政府のアプローチを概説している。新しい評価のプロセスは、機関の監査、監査によって不十分な点が指摘された場合にはテーマに即した評価、そして質と基準に関する情報公開を含めた機関に対する新しい要求などをカバーするものである。

- (a) その中でも、2002年にQAAによって提案された監査への新しいアプローチが強調されている。これは、以下のような諸点に力点を置いている。質と基準に関する公に利用可能な情報、機関によるこの情報の管理、とくに専門分野および（または）教育プログラムに関する内部的な質的保証、学生の経験、学術的な水準に対する期待と実現の程度、教員の質的保証などである。
- (b) 機関は6年ごとに監査される。すべての大学は、定められたフォーマットに沿って教育プログラムの質と水準についての情報を公表することを求められる。QAAは情報を確認し、大学による質と水準の管理の有効性について報告する。質的保証システムは専門分野に対する監査のプロセスによってその有効性を試される。その際、何らかの懸念のある部分があれば徹底的に調査される。学生に対しても新しい中心的な役割が与えられようとしている。
- (c) 各機関と監査者は、全国的に共通して参照される一連の項目を適用する。すなわち、高等教育資格のフレームワーク、実行のための規定、分野ごとに提示されたベンチマーク、およびプログラムの詳細を記した文書などである。
- (d) 各機関は、外部者を加えた内部評価を健全かつ有効なカタチで行い、外部試験官を健全かつ有効に活用し（彼らの報告書を要約して公表し）、学生調査を利用することを期待される。

過去十年間にわたる実践を通して新しい政策が登場してきたといえるだろう。すべての大学に対する主題ごとの質的評価が十分な範囲にわたって行われたことで、次なる問題は、大学が質の保証にとって有効な編成を備えているかどうかをチェックすることにある。主題別の評価が行われるのは、特定の分野において教育と学習の質に対して疑念がある場合のみである。さらに多くの情報が学生の利益のために公表される。外部試験官は、彼らが調査することを期待される概要を明確なカタチで与えられ、また、彼らによる報告書の要約が出版される。

以上に述べたあらゆることからして、英国における質的保証は今後、より強固な編成のもとに行われることになるだろう。

4. 日本、アメリカ、オランダにおける評価政策の比較

この論文の前半における主要な目的は、英国における質的保証政策の発展について記述することであった。新しい編成は監査と呼ぶことができる。それは、選択的な方法で主題に基づいた評価を実行する方策に基づくものである。さらに、大学は、学生のために適切な情報およびデータを公表することを求められるのである。

アメリカのデイビッド・ディル教授の説明によると、学術上の質に関わる問題の主要な原因は、協力に対する努力を犠牲にして教員たちの個人的な行動を助長する誘因と価値である。このことを考慮して、彼は、アクレディテーションのシステムはおそらく有効ではないと述べている。なぜなら、アクレディテーション・システムは、中核的なプロセスおよび学術上の結果よりもインプットの質に着目しているからである。

フローリック博士の論文は、バイナリー・システムにおけるオランダの評価システムの個々の要素について概観している。特に力点が置かれているのは、6年間にわたる学術プログラムに対する自己評価が、他の機関の協力と外部のピアを活用することによって行われていることである。そのための編成は、機関の代表によってつくられた団体によって調整されてきた。2002年以降、この役割は独立した団体によって引き継がれ、教育プログラムのアクレディテーションを行っている。機関は外部のピアによる評価を公表し、また、大臣は視学官を通してそのプロセスを監視することが法律によって義務付けられている。何らかの懸念が見つかった場合、大臣は自らの調査を行うことができ、また大学が学生に学位を与える権利を剥奪する最終的な権力を持っている。

木村博士は、日本で構想されている評価のあり方について概観している。これは、大学による教育と研究を通じた社会への貢献を明示すること、また大学によって適切な情報が開示されることに基づくものである。大学は自らの進んでいる方向についてモニターすることを要求されるが、同時に改組された新しい大学評価・学位授与機構（NIAD）を通して外部からの評価も受けることになる。

5. 最後のまとめ

この論文の目的の1つは、英国における質的保証システムの発展を描くことを通じて、質的保証システムの選択は状況に依存するということを説明することであった。英国の高等教育は1990年代初頭に急速に拡大し、30の新しい大学が設立された。そのため、政府の手によって強固で精巧な質的保証システムが設けられた。そのシステムは、何年もかかって発展してきたが、重要な原則が適用されたのは2002年になってからである。新しい編成は、それまで達成されたものの上に設けられたものだが、質に関する疑いがある場合を除いて自己評価により多くを依存している。学生および地域社会のために、大学のパフォーマンスに関するデータを公表することが新しく強調されるようになっている。これまでのところ英国では、異なる機関のプログラムによる「付加価値」を測定する、あるいは評

価するという試みはなされていない。これまで政府が高等教育へのアクセスを拡大することを優先させてきたことを考えると、これは驚くべきことである。

アメリカでは、ディル教授の講演において示されたように、地域別のアクレディテーションによる主たる外部保証はこれまでほど有効ではない。なぜなら、アクレディテーションは、学問上の達成という点からみたアウトプットよりもインプット（資本や循環資産）をチェックすることに重点を置いているからである。州立大学と私立大学の競争は、個々の大学が自らの手で質的保証を進め、それを強化するために必要なインセンティブを与えるかもしれない。別の要因として、私的な、あるいは公的な寄付という点を考えると、アメリカでは、英国、オランダおよび日本のおよそ2倍のGDP比を高等教育に費やしている。いくつかの州では、質的保証の手段を促進するようなインセンティブを州立大学に対して与えることができるような資金調達やその他の手段を追求した。ディル教授の論文によると、州の行動がより拡大する範囲があるように思われる。もちろん、この点については、州によって州立大学の提供する高等教育の割合が多様であることを考慮しておく必要がある。

オランダでは、質的保証のアプローチはすべてを包含したものである。学術的なプログラムのあらゆる側面はすべてピアによって評価され、また結果は公表される。評価に基づいて教育プログラムにアクレディテーションを与えるために独立の団体が設立された。アクレディテーションは一定の質的水準が満たされていることを示す質の印である。アクレディテーション団体は近隣の国々と協議しながら活動することを求められる。大臣は、全国的なシステムに対する懸念が存在する場合に、視学官を通して介入する力を持っている。

欧州連合の中で、英国とオランダは、大学生に対して相当な水準の授業料を課す唯一の国々である。このことを考慮すると、学生たちがプログラムの質に対してより多くの懸念を表明することが考えられる。英国とオランダはまた、自国の大学に対して高い自治を与えてもいる。それゆえ、これら両国がもっとも強固な性格の質的保証の体制を全国レベルで持っていることは驚くべきことのように思われる。しかしながら、各機関が自らの方針や教育プログラムのあり方を決定する自由を持っているとすれば、外部による質的保証は、それに対して学生やそれ以外の者の利益を守る手段と捉えることができるだろう。英国の場合、特に高等教育が拡大するにつれて、公的な資金に対する説明責任に懸念が高まったことの一部としてこのようなアプローチが発展することとなった。オランダでは、新しい資格（学士および修士学位）の導入が、政府による厳格な監視を行う背景となった。

日本では、アメリカと同じく、私立大学と国公立大学の競争が、学術上の質を向上させるインセンティブを大学に与えている。18歳年齢人口が30%減少するという人口動態は、この競争とインセンティブを強化するはずである。しかしながら、政府は、大学による経済および社会への貢献がより高められることを期待している。そのため、大学評価・学位授与機構が設立され、現在、大学の品質保証へのはじめての全国的なアプローチが開発されようとしているのである。

全 体 討 議

討 論

司会・有本章（広島大学）

それでは、パネル・ディスカッションを始めたいと思います。午前中から午後に掛けての報告を受けまして、ご質問がたくさんおありかと思しますので、その辺りを深めていきたいと思います。時間が2時間弱ありますので、質疑応答を活発にお願いいたします。この時間の進行役のトニー・クラーク先生であります。クラーク先生について簡単にご紹介させていただきます。クラーク先生は10年間、イギリスの教育技能省の Director of Higher Education でいらっしゃいましたから、サンダース先生の前任ということでございます。それから、University of Surrey の Council をやられたり、最近ではコンサルタントをいろいろやっていたりしています。また、外国の大学のクオリティ・アシュアランスなどのレビューをやっていたりするというところでございますし、イギリス以外のこともよくご存知ということですので、今日の司会をやっていただくには非常に適任ではないかと思っております。では、しばらくクラーク先生に司会をやっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会・トニー・クラーク（英国海外体験支援協会）

有本先生、ありがとうございます。私の今日の仕事は議論を活発に行っていただけるようにサポートするというところでございます。できる限り努力したいと思います。今日のシンポジウムのタイトルであります。これはふたつのことに関わっています。ひとつは高等教育システムの構築と、それから高い質の教育研究を提供してゆくための質的保証であります。まず、このふたつを分けていきたいと思えます。はじめに構築の方に焦点をしばって、後に評価に関してお話ししたいと思えます。ですから、はじめの質問は構築とマネジメントに関してお願いします。それから、教育と研究の質的な保証について話を進めたいと思えます。はじめに少し私のコメントを述べさせていただきたいと思えます。私は常に驚いているのですが、日本でもアメリカでもヨーロッパでも同様のことですけれども、知識重視の社会を迎える中で、これは脅威として捉えられることがあります。大学に対して変革が求められるという脅威であります。私はこのような知識重視の社会の台頭というものは素晴らしいチャンスに大学に与えてくれると思えます。構造的なメカニズムの改革をしてゆく、あるいは社会のニーズに応えるために構築してゆくということでもあります。ですから、知識社会の台頭はチャンスだと理解しています。しかし、英国におきまして、また日本においても同様だと思いますけれども、よりいっそう社会や経済界との連携が重要になります。政府、経営陣、そしてスタッフのいずれについてもこの連携が重要になります。

す。有本先生がおっしゃったように、私は大学の組織に関わってきましたけれども、大学経営陣のおよそ半分は教職員、そして残りの半分は大学外の企業人などが参加しております。私はある企業の CEO を知っておりますが、かなり時間を割いて大学経営の任務に当たっております。もうひとつは、大学の使命と役割はこれまで以上に社会の変化を反映したものでなければならないと思います。中でも重要なことは、すでに何人かの方がおっしゃいましたけれども、大学のマネジメントを効果的に行うということでもあります。それから、もうひとつは、ディル先生が講演の中でおっしゃいましたけれども、教職員の間、同僚の間での協力が必要になるということでもあります。これは今、核心的な問題を解決するために必要なことではないでしょうか。以上が、これまでのプレゼンテーションを聞いて私が考えたことでありまして、こういったことも高等教育システムの構築において重要なことであると考えております。それでは、ご質問を皆様方からお受けしたいと思います。

馬場俊幸（東京大学）

みなさま、今日はいろいろと非常に興味深い話をありがとうございました。私、東京大学先端研の馬場と申します。まず構築に関する質問ということで、今、日本の大学で独法化、民間型というか、公務員型から民間型へ国立大学を動かすということが行われているのですけれども、その中で私どもが検討している中に給与システムをどうするかということがあります。我々は給与システムに年俸制を取り入れて研究の評価を給与にダイレクトにリンクさせることによって、より研究者のインセンティブを高めたいというふうに考えている訳なんですけど、ちょっと後半の評価の話にだぶるかもしれないのですが、まず、一番はじめに、木村先生が独法化後の人件費に制約があるとおっしゃっていたことについてお伺いしたいのと、あと特にアメリカの方で給与というのがネゴシエーションベースで決まっていると、そのネゴシエーションで決まるときに一体どういうことが前提となって決まるのか、たとえば研究でグラントをいくら取ってきたからその源泉としてこれだけあるからあなたにはこれだけ払います、というような非常に明確な基準があるのか、それとも本当にネゴシエーションによってある意味、基準なくフレキシブルに決まるのかということを知りたいのと、あとイギリスのシステムとして果たして給与というのがどういうふうに決まっているのかというのをそれぞれのパネルの先生にお聞かせ願いたいと思います。

クラーク

このようなご質問は非常に関心がおありだと思います。まず、ディル先生、お願いできますでしょうか。

デイビッド・ディル（ノースカロライナ大学）

すでに申し上げましたけれども、ある州におきましては明確な文書があると思います。

我々の大学、ノースカロライナ大学におきましては州とのネゴシエーションが行われております。私立大学ではそのようなことをやっていますけれども、学内におきましても、どのように給与を決めるかということについて教職員の調査をいたします。ハーバード、スタンフォードなどでも非常に独立しておりますので、それぞれが決定しております。これは、教授陣に対して平等性を達成する面も考慮しなければなりません。ですから、州が決めた基準があるかどうかということですが、交渉によりまして我々が教授陣を我々独自の権限で雇い入れますけれども、それは何年の経験があるかといったこと、それから現在の給与を考慮に入れながら決定していきます。しかし全体的にみていると、私の大学について申し上げますけれども、だいたい最高額というのは決まっております。しかし、ハーバード大学におきましてはサラリーに関しましてはパラメータを設けております。それはまず、男性と女性の平等性も重要でありますし、そして教職員、社会学の先生、そして工学系の先生との平等も必要であります。ですから、学内のパラメータは存在しておりますし、重要な点はアメリカのシステムにおいては国公立におきまして、お互いが入札によって給与を引き上げるということはできます。そして自分の働きたい大学で働くということではできます。

ニック・サンダース（英国教育技能省）

どうもありがとうございました。ちょっとお答えが長かったと思いますし、非常に複雑な内容だったと思います。15年前までイギリスにおきましては大学のサラリー、教員のサラリーでありますけれども、これについては政府の同意が必要でありました。そしてこれは交渉いたしまして、それからそれを政府に提出いたしました。そして政府がそれに対して拒否権を出すこともできました。先ほども申し上げましたけれども、政府のコントロールということは15年前に廃棄いたしました。ですから、政府はもはや全く役割としましては給与には関与していません。その代わりに起こっていることがあります。我々の歴史的な背景のために我々はかつてポリテクと大学という2種類の機関がありました。これまで我々には二つの交渉体系がありました。ポリテクか大学かで違っていただけであります。そして給与体系が二つあったわけでありまして、しかし今は非常に類似しております。一つになりました。現在は我々の大学の副学長がともに協力いたしまして、先ほど申し上げたような英国の大学全体の利益を代表するようになってきたということでありまして、そして給与を決めます。このような枠組みの中で雇用者との対話をするわけでありまして、そしてどのぐらいの給与が提供できるかということを決めます。すべてのことを知らせてくれるわけではありませんけれども、雇用主の方が話をしまして、それから教職員の組合の方から交渉を進めていきます。それからどのぐらいが雇用主から提供されるか、そしてどのぐらいだったら教職員組合として受け入れるかという点でぎりぎりの話し合いをするわけですね。これは全て国の政策とは独立しております。こういった組織の中で大学は人、つまり

教職員の雇い入れに関しましては自由があります。そしてこれは教授陣とそれから助手レベルでは違っております。給与は教授を国内、外国から雇い入れる場合にはある教授に対して非常に大きなサラリーを提供するということがあります。それに加えまして、大学の教職員はコンサルティングなど、パートタイムとして教授の他に仕事をしてサラリーを得るということもあります。ですから、もし雇用主であったならば、そして独立した機関であったならば、責任も伴うということでもあります。純粹に独立しているのならばペイを教職員に対してどれだけ払うかということはその組織の責任として行います。

木村孟（大学評価・学位授与機構）

独立行政法人になったときに給与が割合自由に決められると、みんな我々思っているわけですが、これはなかなかそうはいかないと、さっき申し上げたんですね。というのは、経済産業省と国土交通省の先行法人の評価委員長をやらされておりますが、給与は評価委員会で決めるんですね。役員の給与です。そうするとですね、5項目くらい、なんていうんでしょうね、リストラクションがありまして、たとえば、公務員型については東京大学の総長を超えるな、とかですね、企業の役員の相当分を超えるなとかですね、5項目くらいの条件が付いているんですね。で、そのところを大学の先生方はご存じではありませんので、自由に決められるような雰囲気をお持ちだと思いますが、実際はそうはならないというふうに思います。それからやはり大きいのは、今もサンダースさんが言われたけれども、今度は学長が理事長になるわけですね。そうするとエンployヤーという立場からすると、いくら何でも一人の先生に5千万も6千万も出すということになるとこれは全体の財政を圧迫するということになりますから、おのずと限界が出てくるということ。おそらくアメリカやイギリスの場合はそういうオートノミーの関係から給与が決まってくる可能性があるのですが、日本はそれもあるかもしれませんが、もっと私が心配しているのは、午前中申し上げたように、国会で吉川さんの給与が問題になるというような国なんですよ。ですから外的な条件からかなり大きな制約がくるのではないかとこのように考えております。ですから自ずとですね、いくら出せるかといつてもどういう人を引っ張ってくるのに何千万も、5千万6千万も出せるかというのは、私は非常に疑問だと思っております。

サンダース

もう一つ申し上げたいことがあるのですけれども、英国におきまして、副学長の給与というのは大学によって決められます。個々に決められます。それを公表します。そしていろいろ、新聞でありますとかさまざまな広報誌に発表されます。これは非常なる興味を喚起するものでもあるのです。そうですね、私もコメントを言おうとしていたのですが、ひとつのポイントといたしまして、これはパフォーマンスにも関係しているということです。

これは確かに論議を呼ぶところではありますけれども、副学長の給料ですけれども、大学がそれを管理しているわけで、給料を決めることができます。そしてさまざまところでパフォーマンスがこうだからと言うことができます。それと同時に教授に対しての給与ということも考えなくてははいけません。そのときにこれはパフォーマンスだと大学が言うことができます。またあることには、リサーチの評価をしたときに、能力のある教授をリクルートしたい、それによって研究の質を上げたいと考えます。そうなるときにはその教授陣たちの市場の状況、また、パフォーマンスによって給与を決めることが考えられます。それもあります。ですからパフォーマンスと給与の間には関係があります。これはアメリカでもそうですよね。

ディル

すみません、パフォーマンスというところでひとつ見逃していたところがあるのですが、アメリカにおいてはやはり非常に優秀なリサーチをしている人たちというのはすごいと思います。リベラルアーツ・カレッジでもそうです。また、良いパフォーマンスをしたら給与が上がるということもあります。州立大学において、政治家たちは全て基本的には州の公務員であるわけですが、私自身も公務員なのですが、給与体系というのは独立しております。そしてパフォーマンスによって判断されるということがあります。我々、私の学部の場合はさまざまな、たとえば日本でこのような会議に参加している、そういったこともパフォーマンスに含まれるのです。また、教授をするということ、これによって初めて私のパフォーマンスによって私の給与が上がるかどうかが決まります。そしてパフォーマンスということを考えるときに最初にどのように雇われるかということですが、北米の大学において典型的なのは、やはり優秀な大学の教授に選ばれるということです。

クラーク

以上で答えになったかもしれないのですが、さらにご質問、ご意見はないでしょうか。

安原義仁（広島大学）

今の問題についてもうちちょっとお聞きしたいことがあるのですが、個々の教師の評価、給与を含めて評価をどうするかというのが今日本の大学で大きな関心事になっております。イギリスの場合には私の理解するところでは大学教師の俸給は学長委員会とそれから大学教師組合とのネゴシエーションで決まるというふうに理解しておりますが、それはレクチャラーからプロフェッサーまでは一定の俸給表のようなものがある。しかしそれ以外のたとえばバイスチャンセラー等々の俸給表のようなものはなくて、個々の個人との交渉で、

たとえばバイスチャンセラーの中にはオープンユニバーシティのバイスチャンセラーの給与が一番高いと、それは一般の大学のバイスチャンセラーの2倍以上の額だと聞いておりますが、私が伺いたいのは俸給表は一応あるということですが、俸給表の枠を超えて非常に研究業績の高い教育に優れた教師に対してプラスアルファの給与が支払われるようなことになっているのかどうか、それは一体誰が決めるのか、この点についてももう少しお聞きできればと思います。

山本眞一（筑波大学）

パネルの皆様方に聞きたいのですが、私の周りで大学教員になった人のインセンティブを聞きますと、ほとんど全ての人が給料ではないという人が多いのですが、つまりどういうことかということ、他の教授よりも2倍も3倍も給料がもらえるから大学にいるのか、それはなくて評価の結果、他の教授に比べてたった1%でも給料が高ければそれはいい評価を受けたと言って満足するものなのかどうか、つまり大学教員が大学で仕事をするインセンティブとして給与水準というのは皆様のお国ではどの程度大きなものなのかお聞きしたいと思っております。

クラーク

簡単な回答にしたいと思います。というのは、この2時間、この給与だけで話したくないですので。確かにおもしろい質問ではあるのですが。

キース・モーガン（広島大学）

ではちょっとコメントします。英国の大学ですが、昇進昇格をすると、昇給させるということになります。それは特に講義者として非常に充実して素晴らしいものをして、それによって追加の給料が支払われます。そしてその基本の給料ですけれどもその幅が決められておまして、そして教授はその幅の中で支払われています。しかし大学自体がその追加の給与を、特によくやった、付加価値をその大学に与えたという教授に対しては平均的な教授の給与よりも高い給与を追加することができるということがあります。これは特に最近見られる傾向です。そして実際英国や他の国においてもフットボールの選手みたいにトレードが行われるのです。たとえばよりよい教授、これはいい教授だということになれば他の大学に移ることは考えられます。ここでも給与が関わってきます。さらにそういったトレードと言いますか、スカウトにおいて、活動に対しての、研究に対してのサポートでありますとか、そういったことにも関心を払って、より待遇がいいからということで大学を移る教授もいます。

ディル

ちょっとここでもうひとつ申し上げたいのは、非常に重要な話があるのですが、アメリカの大学の話ですけれども、特に将来の日本の改革に関わるかもしれないのは、提案しようとしたことでもあるのですが、この州立大学、私立大学においての給与水準ということですが、トップの大学というのはある当初の給与、最初に雇われたときの給与というのは学部長によって推薦されます。あるいはセミナーの教授であるとか、学部長によって決められます。すなわちアメリカの大学の経営において重要なのは副学長それからそれぞれのコースの指導者、それから学部長でありまして、非常に重要な管理体制を發揮しています。世界でもそうだと思うのですが、これに対して大きなコントロールが行われるようになっております。すみません、日本では学部長は力を持つということがないということでした。すみませんでした。日本の大学の先生は副学長より高い給与がもらえないのですよね。私は理解しておりますけれども、私たちのところではそうではありません。コンピュータサイエンスであるとか、医学の教授は学長や副学長よりも高い給料をもらうことがあります。一番高い給料をもらっているのはバスケットボール・チームのコーチです。

木村

私が先ほど申し上げたのは公務員の場合ですね。これから私たちは非公務員になりますから、果たしてそういう、経産省のクレームがついているのは、公務員の場合には東大の総長が最高の給料だからそれを越えないということになっておりますけれども、非公務員になったら、これはどうなるかわかりませんですね。ただ私が申し上げたかったのはそういうプレッシャーが日本の社会にはあり続けるだろうということです。

サンダース

ちょっと簡単に申し上げます。2, 3点ですけれどもまずわれわれが考えているのは柔軟性が必要だということです。この給料の支払いについてですけれども、さまざまな人をリクルートするのは非常に難しいことでもありますので、情報工学、情報技術でありますとかまた、エンジニアリングでありますとか、なかなか人をリクルートするのは難しいですね。特別な給料が必要かもしれません。それからまた、ただ単に昇給していくという、そんな単純なものではなくて、ポジションが上がるということもあると、大学は考えていかななくてははいけません。ある教授の質であるとか、研究の質を考えた上でなくてははいけません。二つ目は学長が大学で一番高い給料であるのが通常ですが、それがいつも真実ではなくて、教授のほうが学長よりも高い給料であることもあります。

木村

今後日本の国立大学の独立行政法人化後の問題についてですけれども、今の問題もありますが、いろいろとご質問があるかと思いますが、ご存知かと思いますが、UK Japan Higher Education Collaboration Project というのをやっているんですね。イギリス側は DFES、それから Higher Education Funding Council England、それから British Council、それから University of UK、この4つの団体、日本が国立大学協会、財務センター、学術振興会、私どもの学位授与機構、もうひとつどこか忘れていますが、そこでアグリーメントを結んで去年、弘前、東大、東工大、名古屋、神戸、九州工大という6つの大学がイギリスの大学とペアリングを組んで英国から学ぼうということで、英国は1992年にエージェンシー化していますから、そのケースレコードを訪問して、いろいろと勉強しに行ったんですね。そのレポートが間もなく、東大だけ出てないんですけども、後は出てますので、マネージメントとかガバナンスとか相当詳しいレポートが出てまして、今のようなことも中に入っていると思いますので、是非ご覧になっていただきたいと思います。日本でワークショップをやることになっていますので、ご参加頂ければ英国が何をやったかということについて相当のことが分かると思います。

クラーク

ありがとうございました。もう1分費やしたいと思います。10年前イギリスでは大臣によって私たちは副学長の給与を発表しなければならないということが発表になりました。そして今リーズナブルなサラリーが何なのかということをもみんなが把握しなければならないということになりました。ですからすべての副学長のサラリーが公表されたわけです。それによってそれぞれ大学によっては私たちのステータスを上げなければならないという話になったのです。まあ、サンダースさんがどう言うか分かりませんが、そういう動きがあったと思います。そしてもちろんこれは質にも関係してきますので、非常に関心があると思います。次の質問ですけれども、マネジメント・ストラクチャー、つまり学校の運営構造をどうするか、どのように構築するかということでもあります。

橋本勝（岡山大学）

橋本でございます。サンダース先生、モーガン先生、ディル先生にそれぞれ一言ずついただいたうえで、それを木村先生にもコメントをいただきたい話であります。もちろんサラリーの話ではありません。日本ではこの数年間、大学生の学力低下という話題がよく出てまいります。もう少し古い時代までさかのぼりますと、大学生の大衆化というワードになっているのでありますが、特に最近、初等中等教育も学力が低下し、そして大学もかつての大学生よりも相当学力が低下しつつある、こういう話題がよく出ております。これは高等教育システムを構築するに当たって非常に重要な内容ではないかと思うんですが、今

日有本先生が最初に提示された切り口が相違点なのか、共通点なのか、という捉え方でありましたから、それぞれイギリス、オランダ、アメリカにおいてこの大学生の学力の低下ということがどのようになっているか、問題になっているか、これを一言ずつ簡単にコメントいただきたいと思います。それをお聞きになった上で、木村先生は評価という後の問題にかかわってくるのですけれども、学力低下というのがこのことに対して、新しいシステムをつくるに当たってどの程度重要なファクターとなってくるか、そこに一言コメントをいただきたいと思います。

クラーク

まずこれに関連する質問は他にありますか。同じようなトピックに関連するものはありますか。では、まず最初にディル先生にお願いしたいと思います。

ディル

そうですね、まったく同感であります。言うまでもなく現代の学生は皆さんほど優秀じゃないと思います。それは同じ意見であります。学力低下はまさにそうだと思いますけれども、高等教育を拡大するという問題、ある意味でたとえば日本では何年も前に行われましたし、イギリスでは現在行われていますし、ヨーロッパでは現在進行中でありまして、アジアでもそうですけれども、アメリカと日本は非常に早くから高等教育の拡大に努めてきた国でありました。日本での報告書を読んでおきますと、非常に厳しい水準があると思います。つまりそれによって高等教育の質が保たれてきたということでもあります。アメリカではかなり議論がありました。これはイギリスで今もありますけれども、いろいろな社会階層の教育へのアクセスの問題であります。アメリカやイギリスではいろんな階層の教育へのアクセス問題が高まってきております。ですからこれは非常に難しい問題ではありますが、ますます大学の入学の基準が厳しくなるんじゃないかと思えます。もちろんハーバードやスタンフォードだけが優秀な学生を取ろうとしているのではないということです。社会的な圧力がますます厳しい入学基準を求める方向にいつているということです。ですからほとんどの国、特に途上国はただ単に、入学基準に頼って質を保つことはできないということです。といいますのも、バラエティーがあり、そして多様性がますます高まっているのでありますから、私たちは学生の学習を測定し、把握するようなプログラムを作っていかなければならないということです。私のプレゼンテーションでもお話ししました。アメリカではなかなかこれはうまくいっていないということなんです。しかし、質を改善するためには私たちは問題を把握し、それを改善し、開発していかなければならないということなんです。そして州のレベル、また国際的なレベルでもこれは大きな問題になってきます。認定基準でもいろいろな高等教育で、学生の学習のアウトカム、成果を評価する必要があるという認識が高まってきています。ちょっと長くなりましたけれども、これは非常

に複雑な問題だと思えます。私の答えとしては、これは国際的にプレッシャーが高まっている、そして、いかにして学習の成果や発展を評価するかと、そしてそれによって大学を卒業した時点での成果を評価するということがますます厳しく求められてくるということでありましょう。そして学生の基準がますます厳しくなるんじゃないかと思えます。

クラーク

モーガンさん、お願いします。

モーガン

ありがとうございます。おそらくご存知かと思いますが、大学への入学はイギリスにおきましてその元になっているのが、学校を卒業する際の試験であります。根拠となっているのは卒業試験の水準は低くなっていない、それどころか高くなっているということでもあります。かなり議論は交わされていますが、こうした中等教育の卒業の水準は高いといえましょう。もちろん大学間の競争があり、いかにして学生を確保するかということは熾烈な競争になってきますが、もっとも有名な大学に入るための競争というのは日本と同じように非常に高いものであります。ですから有名な大学に入学するということは、その競争は激しく、その入学試験の質はかなり高いものになっております。最近いろいろな変化が起こっておりますが、その元となっているのはひとつには、カリキュラムの変更であります。3年、4年の学位システムのもとの元となっているのは、高等学校における専門化であります。最近ではこの高等学校のカリキュラムが変わりました。ですからこの専門教育が前ほど評価されていないということでもあります。この変化によって特に科学や工学部門への入学に影響が出てきていると思えます。といいますのも、求められる専門的なスタンダードでありますけれども、これまでは3年であったのが今は4年で求められるということなんです。ですからこれまで学力の低下、つまり入学基準の低下という問題があると言えましょう。しかしながら卒業時の大学のレベルでは依然として質の水準を保っているといえます。もっと難しい問題は、サンダースさんが今朝お話をされましたが、かなり大きな政治的、社会的懸念があるということ、つまり国がいろんなところからそしていろんなバックグラウンドを持った学生が同じようなアクセスを享受できるかどうかという問題であります。これは大学が機会を平等化する、あるいは学校がやるべきかどうかということなんです。この点についてはサンダース教授のほうからお話があると思えます。ありがとうございます。

サンダース

もしひとつ一貫したテーマがあるとするれば、たとえば英国における教育について、過去100年間をさかのぼってひとつ一貫性があるかといいますと、水準、基準が低下している

ということであります。たとえば1850年以前を見てみますと、もちろん現代の学生はその時代の学生とは違います。ですから、たとえばその同じ年代の5%しか大学に行けなかった時代と、同じ年代の50%が大学に行ける時代と同じような水準を当てはめてはいけないと思うわけです。ですから今朝のプレゼンテーションの中で政策は同じものを持つべきではないという方向にあると、つまり大学がより幅広い、そして違ったオファーを学生のニーズと能力に合わせて提供すべきだと申し上げました。それぞれの学生が違うわけです。証拠といいますけれどもなかなか難しいと思います。この基準の証拠は何かということいろいろと議論し、考えてきましたが、なかなか難しい。しかしながら私たちの卒業時の試験では水準を維持しているのではないかと思われています。大学はいろんな目的を持っています。もちろんその学問的な追求、民主的な目的、そして人間の目標の達成と、いろんな目的もあります。しかし労働という目的もあります。学生が卒業後、労働市場に参入していくわけです。英国の場合、大学生に対し、かなり高い初任給を払う傾向があります。これは依然として一貫して大学が拡大したにもかかわらず維持されております。ですからアウトプットスタンダード、卒業時の基準というものは依然として非常に高い水準にあるということであります。

木村

ご要求は最後にまとめて評価とかに持っていき、という話ですが、ちょっとそれはできないんですね。大学生の学力低下ということに関してかなり昔から考えておりましたのでそのことを申し上げますと、本当に学力が下がっているかということに関して私は疑問に思っているんです。先ほども申し上げましたけれども、自分が大学4年の時、東工大にいましてね、自分が4年の時と、それから私が東工大で指導した4年の連中のどっちが学力があるかってわかんないわけですよ。少なくとも私、大学院の学内選考っていうか、成績のいい人を特別に取れる試験をする、その問題をずっと出していたわけなんですけど、私どもの4年生の時にできなかった問題でもなんとか食いついてくる学生がいるんですよ。英語なんてのははるかに今の人のほうができますよ。だから一概に、たとえば分数ができないとか何とかいうことで学力低下っていうのは非常に今の若者に対する侮辱だと思えますね。それからもうひとつは、初中教育で行きますと、ご承知のとおり去年一斉試験が始まりました。いろいろとクレームがありますけれども、少なくともローカルには学力低下の現象が出ているかもしれないけれども、たとえばIEAだとかやってもそんなに日本は下がっていないんですよ。ちょっとマスコミと一部の先生が言い過ぎているのではないかと私は思っております。ただですね、ひとつあるのは、その学習意欲が下がっているっていうのは確かだと思えますね。そのために全体的になんとなく学力が下がっているのではないかと思うので、こここのところをどうするかだと思えます。全然話が違うんですけども、ちょっと話が長くなって恐縮ですが、日本人はある意味非常に豊かな社会になって

目標を失っていると思うんですね、たとえば私、ゴルフが大好きなんでゴルフの話をする
と、タイガーウッズを見ていただくんですね、あれだけ勝っておそらく孫子5代くらいま
で食える金を稼いでいるにもかかわらずどんどんやってくるわけですよ。日本人にはあ
あいうところないんですよ。ですから何か、夢を持たせる工夫をする。今もニック・サ
ンダースさんが言われましたけれども、私、今度のホワイトペーパーのエグゼクティブサ
マリーを持っていますけれども、最初のところに高等教育を受けたものは受けなかったも
のよりも余計に金が稼げるとはっきり書いてあるんです。そういうことは日本では言いま
せんよね。ですからやっぱり子供たちが、若者がなかなか先が見えなくなっちゃっている
んじゃないかと思うんで、私はもちろんローカルには心配する必要があると思うけれども、
いかに子供たちに夢をもたせるかということ、勉学意欲を持たせるかということで、案外
解決するのではないかなと。それからもうひとつ、私ケンブリッジ大学にいまして、学生
を指導させられたんですね。驚いたことに私、東京大学で受けた、少なくとも数学に関し
ては、得た知識のほうがはるかに大きいんですよ。ケンブリッジ大学ともあろう学生がこ
んなことも知らないのか、という学生がたくさんいるんですが、ところがですね、考える
力は全然、私なんかよりはるかに上なんですよ。完全に脱帽だった。ですから、そうい
うところを日本の教育は考えていかなければならなくて、今、私は非常に危険だと、なんか
学力低下って結局知識で試しているわけですよ。そこのところは私、その議論にある程
度歯止めをかけないとですね、もちろんそういう学力が下がっているとある程度認めた上
で申し上げるんですけども、危険な方向にいつているのではないかと、また詰め込み主義
に戻るのではないかな、とそんな感じがしております。

クラーク

私は外部者でありますけれども、ここでコメントは差し控えたいと思います。それでは
マネジメントの構造について、構築について話を進めさせていただきます。次の問題は外
部との連携であります。多くの国におきまして、いろいろなイニシアティブが進められて
います。なんとか社会と大学との連携を強めようとしております。日本ではどのような取
組みが行われているのでしょうか。その他にご質問はありますか。もう少し続けますと、
多くの分野においていろいろなお話が行われましたけれども、二つ目の分野としましては
大学評価に関するテーマです。多くの問題があると思いますけれども、まず社会へのアカ
ウンタビリティということでもあります。どう責任を果たすかということでもあります。大学
評価は大学でのパフォーマンスを公表するという意味もありますけれども、評価の結果を
公表していく、そして社会に対して大学ではどういうことが行われているかを明確にし
ていきます。学生の能力に対してはどのような評価が下るかということでもあります。プレゼ
ンテーションの中でも触れられていますけれども、デイビッド・ディル博士が個人間の同
僚との協力ということについて、キャッチ22の状況ということをおっしゃいました。それ

から他にもいろいろな点が指摘されました。こういったあらゆる大学評価に関する問題について何かご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

羽田貴史（広島大学）

私は羽田と申します。ここ広島大学の高等教育研究開発センターの教授をしております。私、サンダースさんと木村先生に二つの論点の質問をし、モーガン教授とディル教授にコメントを求めるといふ欲張ったものですが、お認めいただけるでしょうか。よろしいでしょうか。二つの論点というのは、ひとつは評価の改善の課題、もうひとつは評価の実施主体の問題です。サンダースさん、午前中は非常に貴重なお話をありがとうございました。大学評価の先進国である UK の話題は、日本の大学評価の試行に非常に大きな示唆を与え続けております。今日の報告も有益なものだと思います。ところで私が思うのは、一般的に人々は優れた事例に学ぶよりも失敗した事例や困難から多くを学ぶと思います。どうしてわれわれは UK のようにうまくいかないのか、と考えるよりはやはり UK でもうまくいかないということの問題を共有する方が生産的でもあり、現実的であるかもしれません。その点でいうとサンダースさんの午前中のお話はポジティブな面に焦点を当てられていたかと思います。私はネガティブな面、評価の困難な点、技術的な困難、予測と現実のズレ、これについてもう少しお聞きしたい。特に私がお聞きしたいのは、RAE の評価に対して、教育分野の衰退が起きていないのか、また、昨年4月デーリック・ケグラフがフェーズリー大学に対する QAA の評価を取り上げて、教育に関する評価は進学目標を達成するために行われており、質の確保が優先されていないと報道されたとお聞きしておりますが、今年から発足する制度は問題点をクリアされているのでしょうか。この点をお聞きしたい。この点に関して木村先生にもお聞きしたいのですが、評価の専門的改善、私は広島大学の評価委員をしており、大学評価機構の評価にも対応し、いくつかの大学の外部評価委員の経験もあります。その経験を通じて実感しておりますのは、質の高い外部評価を実現するには各大学の自己点検評価能力が不可欠であるということ、外部評価の能力はプロセスやマニュアルの改善だけではなくて、個々の評価者の質的な向上、すなわち評価能力、見識、モラル、公平性、こういったものに多く依存するということでもあります。この点で各大学の自己点検・評価能力にどのようなことが期待されるのか、また大学評価・学位授与機構の評価者の専門的評価能力を向上させるプロジェクト、プログラムが組まれているのでしょうか。たとえば不適切な評価者の排除、評価、是正の仕組みはどのように取られているのかということについてお聞きしたいと思います。二つの目の論点は評価の実施主体の問題であります。日本では大学評価・学位授与機構は政府機関のひとつであり、一方 UK、オーストラリア、US は会社など非政府組織であります。つまり、評価機構が政府機関の一部であるということは日本の質的保証が国公私を含めたトータルな部分に発展するには障害があるという意見が当然あるわけであります。日本では政府が質的保証を持つという

ことについて懸念を持つ人もいるというわけであります。つまりここには日本的な質的保証のネットワークを構築する上で大きなジレンマがあるわけであります。この点をサンダースさんには是非 UK の経験を踏まえて問題についてのご意見を伺えないかと思うわけであります。この点に関して木村先生にお伺いしたいのは、日本人の読者向けの課題ではあります、国立大学法人制度化で評価機構（NIAD）の位置付けであります。つまり国立大学法人の評価は法人評価委員会が担当し、その評価は教育研究だけでなく、運営を含めて行われます。もちろん研究活動の評価は NIAD の評価を尊重するとされています。しかしここではバイナリーな評価ではなくて、一元的に評価委員会が評価する仕組みになっています。ところで一般に財政など効率性の評価と教育研究活動の評価はトレードオフの関係にあると私は思っております。もし国立大学法人評価委員会の評価と NIAD の評価が異なる場合、意義申し立て等のプロセスは組み込まれているのかどうか、つくられるのかという問題であります。さらに加えて、このたびの法人の制度は国立大学の設置者の法人であると。文部省が設置者ではございません。文部科学省が設置する NIAD は直接、国立大学法人に対して独自の評価機関としての位置を変更させられるのではないのでしょうか。法人が設立主体になるということ、この枠組みの変化に応じて NIAD の位置付けに変化は生じないのでしょうか。長い質問で恐縮ですが、是非よろしく願います。サンキュー。

クラーク

ありがとうございました。まず、サンダース教授、それから木村教授お願いします。できるだけ失敗談についてお話ししていただきたいと思います。

サンダース

二つのことをお話します。研究におきましては研究の設定だけではなく、設計の面では成功していますが、内容がどうであるかということが問題であります。過去におきましては、二つの方法で非常に積極的な大学は公的な資金に関して財務的な改革を行い、いろいろ試みを行ってまいりました。カウンセラーと協議をいたしました。そして学生を増やして欲しいという点を述べてまいりました。そしてお金をもっと拡大することによって獲得しようとしたわけであります。そして研究における評価も上げていこうとしました。これは非常に研究を改革していこうというインセンティブを与えました。いいことだと思いますけれども、ホワイトペーパーではそのように結論付けておりません。よいインセンティブを与えていく、教える方に、また研究にもインセンティブを与えていこうというものであります。大学がさらに競争をしようとしていく、研究のためのお金を得ようと競争していくわけであります。ですから質的保証に関しましてはどのような研究の設計をしていくかということであるかと思えます。そしていろいろな経験を考慮に入れて研究の内容を変

えていくことが必要だと思います。ですからこういった取組みが行われる中で一番パフォーマンスを改善したのは、アウトプットを評価することだと思います。では教授の面でもありますけれども、かなりの評価に関する興味が存在しています。これは非常に官僚的な、そして負担を強いるペーパーワークが多くなります。この理由としましては、大学自体がどのような行動を選ぶかということでもあります。非常に多くの努力をしてこういったペーパーを用意します。それには多くのよい面があります。非常に意識的な全体的な取組みが必要だと思います。われわれは次のステップでは、教授の評価ではあまりそのような準備の負担を強くないものにしようと思っております。あまりにもペーパーワークが増えるのは避けたいと思っております。ですから、もしこの質的評価のための構成をする際にはそういった点を考慮いただきたいと思っております。また、共通の理解としては、質的保証機関と大学の間をどうやって取り組むのか、どうやって準備をするのかという合意が必要になってきます。これは教職員は非常に評価に対して意識しておりますから、ですからやりすぎるという面があります。質的保証に関してはいろいろな外部の貢献も期待できると思っております。まず最初には検査官を研修するということが必要になります。評価自体を評価するということも必要であります。さらに精査をするということが必要になります。オーディターが検査結果を調べる、そして質的保証機関に行ってそのプロセスがどのようになっているかを見る、そして三つ目には検査に対しての大学側の反応であります。このような質的保証の活動が十分でないならば、大学側はそれにコメントをつけてきます。ですから反応というのは第三段階だと思います。私はこのように経験から学んで再設計をするということが重要なことだと思います。このプロセスは経験に基づいて精査していくということが必要です。

木村

ご質問にお答えする前に、私は今、サンダースさんがお答えになった英国の例、リサーチ・アセスメント・エクササイズ、ティーチング・クオリティ・アセスメント、この二つについて感想を申し上げます。いつだったかコンサルテーションというのをやったんですね。Higher Education Funding council が。非常に研究評価について時間がかかって大学の先生が疲れているとかいろんな記事が出ましたけれども、コンサルテーションのレポートを私、詳細に読みましたけれども、少なくともリサーチ・アセスメント・エクササイズについてはですね、大学側の受け取り方は非常にポジティブであったと考えております。それからこれはなかなか評価が難しいんですが、サー・ロバート・メイが日本に来られましたときに英国の大学が非常にエフィシエントになったという証拠をですね、かなりお出しになっておりました。やはりクオリティジャーナルに投稿された数はアメリカや日本が多いんですけども、投下した研究費当たりのコストパフォーマンス、これは非常に高くなったと報告がありましたし、それから全体的に申しますと、私が調べた限りではリサーチ・

アセスメント・エクササイズについては積極的に受け取られたと思います。それから TQA については今サンダースさんがおっしゃられましたけれども、手間がかかりすぎたということが不評の原因だったと私は思います。もうひとつは、これは日本のカルチャーとは違うんですけれども、TQA をやっていい成績をとってもファンディングに差がないというところでもありますね。やっぱりそれだけ投下した努力に対してリロードがないということが不満の原因になったような気がします。タイムズだったかデイリーエクスプレスだったか、ガーディアンが覚えていませんけれども、ウォーリックの経済の先生が、こんなドキュメントを積んで俺はこんな努力をしたんだと記事が出ておりましたけれども、まあ、全体的に私は機能していたのではないかと考えております。それから本題に戻りまして、まずその質の高い評価をどうするかということなのですが、なかなか申し上げられないので個人の立場で申し上げますと、評価というものにそれほど大きな期待をしてはいけないと私は考えております。日本では評価というと、公平で公正で、というのがすぐ出てくるんですが、これは人間のやることですから、そうなかなか理想的な姿にはならない。では評価は何のためにやるかということですね、そのひょっとすると評価の結果としては間違っているかもしれないのですが、その評価の結果をみてですね、自分たちが、「あ、こういうことがあったのか」と改善に繋がればですね、私はそれでいいんじゃないかというふうに割り切っております。これは機構長という立場ではなくて私個人、元大学人としての立場からして評価というものはそんなもんじゃないかと思っております。ただ、先生のご質問のうち、非常に外れた評価委員がいたらどうするかということですね、私どもとしましてはいかんとしがたいですね。というのは、私どものところの教授なんてのは少ししかないわけなんです。職員は 100 人くらいいるんですけれども、これでは何にもできないんで、全部お願いをして専門委員会をつくってその専門委員会のイニシアティブのもとにやっていただいているわけなんです。そのレビューアーもそういう選考委員会をつくっていただいてそこで選んでいただきますから、私どもとしましてはなかなか現実いくつか問題が起きましたけれども、じゃあ次からその先生を外せ、ということは申し上げられませんので、そういうものを包括したものとして私どもは評価を捉える以外に仕方ないだろうというふうに考えております。ちょっと無責任なお答えになっているかと思いますが、評価というのはそういうものじゃないかと私は思っております。人間がやることですから、評価委員の中にはほとんどない人が入ってくるということはやむを得ないんじゃないかと考えます。本来、私も国立大学といえども評価というものに対して NPO か NGO かそういう、ノンガバメンタルなところがやるのが一番いいと思っているんですが、私が基準協会の会長をしておりました平成 6 年の時にですね、絶対に第三者評価がくると確信がありましたので、平成 3 年にご説明した自己点検・自己評価が出て、10 年に実際に評価ということになったわけなんですか、私は平成 5 年のときに必ず評価っていうのは日本の社会に来ると思っておりましたので、その基準協会の先生方にですね、会費を倍から三倍にしよう

じゃないかと、そうすることによってもっとスタッフを増やして自分たちでもっと積極的な、英国がやっているような評価をやったらどうだという提案を試してみましたが、まったく受け付けてもらえませんでした。要するに、私が申し上げたいのは本来日本の大学がピンチになっていけば、大学人の側からですね、たとえば評価機関をつくるかそういう動きが出てしかるべきだったんですけども出てこない。これが先生がおっしゃったように日本的な風土だと思うんです。それだから結局文科省、国がつからざるを得なくなったと、こういうことだと私は思います。それから、私どもが法人化したときにどうなるかということですが、私、ちょっと先生の最後のご質問にはお答えできません。国立大学法人評価委員会との関係が非常に微妙になるであろうということは予想しております。国立大学法人評価委員会にどういうメンバーが加わるかですね。私どもの教育・研究の評価を尊重して下さるということはグリーンブックに書いてある、これは先ほど申し上げたとおりなんです、本当にそうなるかどうか、これはですね、相当きちんと見ていかないとはいけません。これは現実にはですね、先行法人の国土交通省、それから経産省の評価をやっております、今、総務省の評価がものすごい権限をもち始めているわけです。われわれがやった評価をまた評価して、こういう評価はいかんと、ここまでやれというようなことを言っているわけですね。こういうことが起きるわけです。はじめは起きないはずだったんですから。ですから、そういう意味でいうと機構長としてはですね、任期来年までですけども、国立大学法人評価委員会との関係は非常に気をつけなければならない。これは私どもの機構が大学側かどうかわかりませんが、やっぱり相当しっかり見ていかないと非常に危険なことになると私はみております。

モーガン

いくつか申し上げたいと思います。羽田先生が言われた品質保証のことですけども、イギリスに起きまして失敗はありました。はじめにシステムのエラーがあったということ、大学の学部がこういったことを嫌がるということがありました。すなわち外部の人がやってきて自分たちがやっていることを批判する、こういうことがありました。最初の批判というのはレビューアが実際にその大学や学部がやろうとしていることを理解しなかったということがあります。あとでこのような批判は消えました。というのは、ここで二つの教訓が学ばれたからです。まずはこの評価者は訓練が必要だということ、二番目は大学の人たちが自分たちだけでどのように品質の評価をすればよいか分からないということがあります。いったん分かればそれはどんどん学んでいくことができます。それから二番目の失敗ですけども、準備をどれくらいやればよいかということにまったく認識がなかったということです。長くて18ヶ月も何枚も何枚も書類を準備してお金もかかるということがあります。それは全体の大学の予算の5%にあたるということがあります。これでもまだいほうに考えているかもしれません。システムは変わっていきました。そしてコストが大

幅に削減されました。そして大学もまた、こういったことにコストを使うことを嫌がるものがなくなりました。英国において、またオランダにおいて大学自体、質的評価のプロセスを始めたということです。英国においてはこの質的保証のエージェンシーにお金を出すということをしています。質的保証というのは自分たちにとっていいものであるということ、教授においてもまた研究においてもいいのだ、過去の50年に比べて進んだと。これは英国においてもオランダにおいてもそうです。二点目について述べたいんですけども、単に日本で機能するシステムは違うだろうということです。英国で機能しているものは英国に適しているのです。類似しているかもしれませんが違ったシステムがオランダにあります。政府と大学の関係は違うのですから。英国での関係、オランダでの関係は違います。日本で機能するシステムというのは英国であるいはオランダで機能しているシステムとは違うでしょう。この日本のシステムは日本の大学用に構築されなければなりません。ですからこのようなシステムを採択し、輸入するということは間違いになります。英国で大学の学部あるいは大学が質の評価をするようになった時には、それはこれによって学術的な習熟度を上げることができるというものでした。どうもありがとうございました。

クラーク

質問に完全に答えられたのではないかと思っていますが、さらにまだ質問はないでしょうか。他の方、お願いします。

山野井敦徳（広島大学）

質問はですね、今日の主題でございます、21世紀の高等教育と質的保証ということで、有本先生から午前中に論議してもらいたい点としてあったのは、構築と評価というよりももっとも重要なテーマとしてあるのはアシュアランスということであろうと思います。特にクオリティ・アシュアランスといった場合に、教育の質的保証というのは一般的に言われるわけですが、研究の質的評価というのが研究班の担当者としては是非基本的な概念の整理をプレゼンターの方にそれぞれしていただければと。教育のクオリティ・アシュアランスというのは多分学生に対しての保証だとか、対社会がこれだけの水準の教育をして欲しいとか、そういうスタンダードの問題だとか、アシュアランスの対象がはっきりしていると思うのですが、研究の場合に果たしてそれがどこまでいえるのか、研究の場合は質的な維持であるとか、質的な向上であるとかそういった方がいいのかもしれませんが、あるいはディル先生がおっしゃったように、良い研究を通して教育に反映させると、そういう間接的なアシュアランスもあるかもしれませんが、私どもが今後研究を進める上で、このアシュアランスをどう考えたらいいのか、先生方のご意見、また各国のそれぞれの進めておられる大学改革をもとにサジェスションいただければと思います。以上です。

クラーク

ディル教授のお名前が挙がりましたので、まずディル先生にお願いしたいと思います。複雑な問題ではありますが、手短にお答えいただければと思います。

ディル

まず、最後の方からお答えしたいと思います。アシュアランスの問題なのですが、これは重要だと思います。明確な定義をするのは必要だと思います。日本でどのように評価機関が評価をするのか、クオリティについてどういうふうにするのかということが大事だと思います。東京で行われた会議でもこの点が非常に重要になりました。アシュアランスという言葉ですが、私が見解はほとんどの大学における教員の立場は、今大学がアカデミックスタンダードを保証しようというプロセスにあるということでもあります。これは私たちの専門的な権威と責任を反映するものであります。そしてまたアカウンタビリティを反映するものであります。大衆はパブリックを代表しているわけですが、私たちは外部評価を受けます。いろいろな強化点、そして私たちのプロセスについて外部評価を受けるわけです。英国やニュージーランド、オーストラリアいろいろなタイプのメカニズムが存在します。つまり外部の実証を行う、そしてそれによって内部の大学が築いたシステムを評価するということでもあります。大学にはいろいろな責任がありますし、また自律性もあります。私たちがそれを使うメカニズムは、また、外部のものに則ったものでないと思いません。ますます多くの国々ではこの点が明確になってきているのではないのでしょうか。

サンダース

私の理解するところでは、もし違ったら指摘してくださいね。私は特にリサーチに重点を置いているということでもあります。私たち、定義という点ではいろいろな目的があると思います。どういうことをするかということでも目的があると思います。私たちは国際的、また国内的な優秀さを保証するという意味であります。私たちの大学、他の大学で同僚たち間で証拠を持ってその優れた点を証拠として挙げていきます。国際的、あるいは国内的に、という点について証拠を挙げて保証していくわけでもあります。そうした方法でシステムが運営されているわけでもあります。ですから、すべての側にすべての理解があるというわけではないですし、どのようにして私たちが機能し、どのような共通理解があるかという点はまだであります。しかしながら、かなりの大多数が、イギリスの大学の学部がこのリサーチ・アセスメント・エクササイズを引き続き支持しています。修正はわずかであると思います。なぜならば彼らの利益になり、政府の利益になり、イギリスの利益になると皆さんが理解しているからだだと思います。大学側がこれによってリサーチの質を高めることができると信じております。ですからいろんなフレームワークと一緒に組み合わせる

ことによって私たちはしばしばそれぞれの支持を深めていくことができると思います。おそらくこの保証するということにはメッセージがあると思います。かなりのリサーチが良いものであり、かなり質の高いものであるということです。これは非常に高額な資金が必要になってきます。イギリスではもちろん、オーストラリア、オランダでも同じです。もし評価によって良い研究を行っているということがわかれば、その証拠として今までの実績が挙げられれば依然として良い資金配分をもらうことができるでしょう。そしてその評判を得なければ外部の資金調達は難しくなってきます。しかしこれは3つのエリアにおいてのみ、真実であります。医学や工学、そして科学というものはかなり資金というものがかかってきます。ですから研究における資金のコントロールというものが行われているわけであり、社会科学、教育、人文科学ではまた状況が違ってきます。このコントロールはより低いものとなります。必要に応じてというものであり、資金のコントロールは必ずしも必要なものではありません。そして、こうした社会科学などはかなり個々の研究グループに支えられております。しかしながら、政府の資金が必要な場合、これはかなりわずかな部分でしか国の資源を使うことはないでしょう。ですから国の多くの大学が抱える問題のひとつはアカデミックスタッフのモラルが低いということだと思います。彼らは果たしてこれが自分たちの仕事を正等に評価してくれるのかどうかということについて疑問視しています。いろんな厳しい状態で状況も悪い中、行っている仕事に対しての評価であります。今でも大学ではリサーチのクオリティ・アシュアランスが大きな巨額な資金を必要とする研究に向けられています。

木村

クオリティ・アシュアランスという言葉ですが、OECDの会議に出席して感じたのは研究についてはリファアーしていないと思うのですね。クオリティ・アシュアランスをネットワークしようというのは、何をみようというかということ、教育を見ようと。ただ、教育をうまく行うためのサポートをするための研究というところは見るとはありますが、俗にクオリティ・アシュアランスと言った場合には、研究は議論されていないように感じています。かといって研究のクオリティ・アシュアランスがないかといえば、あると思うのですが、難しいのではないのでしょうか。ひとことでいって、私は一体研究の質を保証することができるのかと、水準を見ることはできると思いますけれども、教育ですと、例えばプロダクトとしての学生を送り出すことができる、そして受け取る方がある。そしてサービスを受ける学生がある、そういう学生のカスタマーとしてのサティスファクションだとか、エンプロイヤーのサティスファクションだとか、そういうものでどの共通なスタンダードが掛けると思いますが、研究はどうなんでしょうか。アシュアランスと言った場合には難しいのではないのでしょうか。スタンダードを見ることはできるし、それから今言ったように医学とか、理学とか、工学というものは比較的国際的な風通しがいいから、いわゆる

私の言っている国際的な水準を見るということが出来ますけれども、例えば文学だとか、非常に特殊な哲学だとかいうのは果たして国際的なスタンダードが見れるのかということには分かりませんから、そうすると研究のクオリティ・アシュアランスとは何だ、という問題が出てくると思うのです。そうすると研究は分野によって水準の見方が変わってくるのでトータルな意味で研究のクオリティ・アシュアランスはあるのか、と私は疑問に思っております。

山野井

ありがとうございました。

池田秀男（安田女子大学）

21世紀の高等教育システムということを考えるときに、クラーク先生が司会者として言及されました、大学を取り巻く外部社会関係、あるいは連携ということは非常に重要ではないかという、そういった考え方をもとに質問させていただきます。ひとつは大学の教室をベースにした教育の質の改善ということはある面では限界に来ているのではないかと思いますので、それから個別大学の特定の、自分の大学だけの教育の質の改善というものもある面では限界に来ているような思いを持っております。私自身の限られた経験であっても広島県全域をベースにする大学間の協定に基づく単位互換制度について他の大学について学生が選択して授業を受けます。そのときの学生の満足度だとか身に付けたアカデミックパフォーマンスだとかを、例えば5の段階で評価いたしますと、自分に関係したことで気恥ずかしいですけれども、長い間大学教員をやってきてこれほど学生に満足度を与えるレベルの高い成果が上がった、そういった大学の垣根を越えて選択してやってきた学生に対する授業の経験がございます。考えますと大学の教育の改善だとか、クオリティ・アシュアランスといったものは内部的な授業技術、カリキュラムといった面で改善を図らないといけないと思えますけれども、それと同時に地域社会の全大学、高等教育資源が協力して、それから大学だけではなくて大学以外の地域社会全体が協力しないと学生の学習経験、教育の質は充実しないのではないかと反省しております。例えば、広島大学の学生は全国から過半数が来ていますから、多くの学生は下宿しているのですけれども、地域社会はただ寝ぐらだけであって、そこでの人間の交流も地域の経験も見たところ驚くほど希薄であります。何のためにこの街に住んでいるのかというところほとんど意味がないような。現実を前に地域社会を含めて知識社会への転換、学校外の知的な資源の充実・基盤整備といったことが一方では語られているのですが、今の時代状況から考えると学生の経験を豊かにするということですか、それから知的な学習の成果を考えても専門の学習についてのテストで測定されるような、数量化されるようなそういった知識を超えて新しい時代に生きる力といったような知的な力を考えると、もう少し地域社会の豊かな資源を活用した

マネージストラクチャーといったことを考えねばならないのではないかと思います。これはたぶん、わが国は遅れていますが、サービスラーニングといったことにも関係すると思います。それからもうひとつは、東広島市は広島大学が立地して以後、キャンパス都市づくりということで、大学の垣根の中だけがキャンパスではなく、大学を受け入れて町全体が大学の存在感があるようなそういった都市につくり変えていこうと、市政として取り組んでいるのですが、地域住民の立場から言うと、キャンパス都市づくりということであり、また、伝統的なキャンパスの垣根を越えて、そこで大学の伝統的なキャンパスの中でも学びますが、地域でも学べるようにといったこと、それから地域の立場からは地域住民もせっかく大学資源が存在する町でございますからそれを生涯にわたって活用できるような、そういった街づくりには何をどうしたらよいかという、そういった発想でございます。最近行いました、全市民を対象にした大学に対する学習ニーズの調査によりますと、生涯にわたってできればいろいろなかたちで自分の知識とか技能とかを豊かにするために、大学の協力の下に学習を深めたいというような要望は78%から80%の市民に持たれているんです。そういったことを考えたときに、大学と地域全体の住民を含めた学習をどうやって豊かにするかというラーニングコミュニティ作りと申しますか、そういった発想がこれからの地域社会における大学のありかたというか、そういったことを考えるときには必要かなと思うものですから、つきましては、基本的考え方とかご経験などありましたら承ることがありましたらありがたいと思います。アメリカのコミュニティカレッジなどを中心としたいくつかのコミュニティカレッジが連携して地域と共同で授業を行ったときには学生の退学率が改善され、リテンションの率がぐっと上がるとか、大学の授業を受ける満足度が高まるとか、そのときに関与したスタッフの目から見たときの学習効果は非常に改善されているという報告書が出ているのは知っていますが、今申しましたような点でご意見を賜ることができればありがたいと思います。

クラーク

いろいろなコメントを頂きましてありがとうございました。協力が大学と学部が教授と学習の面でどのような効果があるかということ、もうひとつは大学と学生、コミュニティとのつながりということでした。こういった連携を強めることによって大学が地域のニーズに応えられるのではないかとのご指摘でした。パネルメンバーの中でどなたからお答えいただけますか。

ディル

最初の問題についてですけれども、大学の教育と学習に関してですが、私はいろいろな国で大学の検査を体系的に行ってまいりました。そして香港の大学についても調査をいたしました。ひとつ私が印象に残ったのは、色々な大学で状況は違うと思いますが、この見

解によりますと、いろいろな改善のための措置があるということでもあります。まず最初に、たぶん大学が改善できる限界があるとおっしゃいました。大学は知識がますます進展している時代でありますから、生涯教育にまで広がっていますから、もう進展に限りはないのです。ですから、ティーチングとラーニングの面においてはいろいろな改善が可能だと思います。ひとつの大学を見ましたけれども、これは科学学部でした。そしてティーチングとラーニングを改善しようとしていました。学生に責任を負っているというのです。もっと学生の能力を高める、それが我々の責任だと答えたのです。しかしながら次には科学ベースの学部に関しましては学術的な面がありますけれども、大学全体を見てみますと、新しい技術を教育の中で使っている部分も革新を遂げています。そして研究プロジェクトに関しましてはコンピュータなどいろいろな機器を使っています。日進月歩であります。多くの大学で同じような状況があります。ですから大学によっては違っているとは思いますが、さまざまな革新があります。本当に目覚ましいものです。ですから態度も機能面でも違っております。彼らの見解がどうであるのか、ティーチングとラーニングをどうやって改善していくのか、潜在的に改善の可能性は非常に広いと思います。二つ目の質問でありますけれども、地域社会とのつながりですが、アメリカの州立大学は非常に真剣にこの努力をしております。経済的なそして社会的な地域の発展に大学が公的な援助をしているという面であります。そしてこのような面におきましては、州立大学が研究の機能を持っており、イニシアティブを発揮しております。また、教育に関しましてはフィールドベースのコースを持っておりまして、学生がコミュニティのなかで研究をするということでもあります。数々のプロジェクトが進んでおりまして、課程に関して設計をしてコミュニティベースのコースをつくっております。これによって連携を強めようとしているのであります。それに対しましてデューク大学は非常にすばらしい大学で、ノースカロライナ大学から10分のところにあるのですけれども、私立大学です。世界トップの研究をやっております。しかし地域には目を配っていないのです。それは大学側も認めていますけれども、興味深いコースがたくさんありますけれども、デュークとUNCを大学間で行き来することもあります。しかしこのプログラムに参加している学生は、コミュニティに対する態度が非常に違うということに気づいています。ですから常に教育の面でも公的サービスの面でも大学はもっとダイナミックなコミュニティをつくる力があると思います。ひとつの例を挙げてみました。そしてティーチングとラーニングの改善というのは非常に重要だと思います。

モーガン

二つ目のポイントについて話したいと思います。大学と地域社会のことです。この点につきましては前の副学長と話しました。そして大学で働けたということは非常にすばらしいことだと言っておられます。ローカルコミュニティに対する貢献ができ、連携を深め、

誇りを持つことができるようになったと住民が言っております。これは単に大学が国際的な方向性を持つか、国家的な方向性を持つかということだけではないと思います。地域との連携を持つことが主要な点になっております。公共サービスが必要だということです。上からのリーダーシップがこのためには必要です。これは学長や副学長が取り組んでいかねばなりません。もちろん日本で国立大学がとくに多くの課題を抱えていると思います。ここ数年、国立大学が地域のコミュニティと分離していることに気づいているわけでありませぬ。地域の経済や社会との繋がりが欠けているということに気づいたのです。それに対する議論が国立大学においては行われまして、その変化が訪れています。大学にとっては地域との連携によって多くのものを売ることができるとうわかったわけです。いろいろな支援を学問の面でも社会的な面でも活動に援助になるということが分かったわけです。大学は非常に幅広い教授陣を抱えておりますので、重要な役割を地域で果たすことができます。産業開発の面におきましても取り組みができますし、そして社会的な施設やサービスの改善についてもサポートができます。医療施設についても地域に貢献できるでしょう。それからコミュニティにとっての利益、大学にとっての利益も必要であります。重要なのは大学側がそういう決意をするということです。そして地域の自治体との協力を進め、労働組合などとのさまざまな組織との連携を強めることが重要だと考えます。

サンダース

2点指摘したいと思います。私は改善については先ほどおっしゃった方と同じでありますけれども、非常に改善策は進んでいると思いますが、ベンチマークが必要だと思います。同じような機構でよりよい成果を出しているところと比較していくことが必要だと思います。自身と、そして世界でもトップの機関とを比較するということが大事だと思います。そして改善をしていくということです。もうひとつ、地域との連携に関して申し上げます。このことに関しては、もう200以上の考え方があると思いますけれども、私が非常に驚いたことがあります。それは学生が果たす役割です。学生がコミュニティの中に出て行く、そしてその中で企業の経営者と話をする。そして学生が地域組織に貢献するのです。コミュニティに学生は住んでいますから分かっております。ですから、大学の大使のような役割をしまして、大学側に意見を聞かせてくれます。それは非常に価値ある意見であります。

クラーク

ありがとうございます。これからはまとめにはならないといけませんのであとふたつ質問を受けましょう。

安原

お聞きしたいのですが、今日のパネリストのみなさんのお話で、教育の質の保証の動き

は世界的な動向だということが確認できるんだろうと思いますが、今日の本村先生の話の中で教育の質の保証の動きは世界的な規模でやっているけれども、日本だけが孤立する可能性があるというご発言があったと思いますが、この点についてもう少し詳しくご説明いただければと思います。

本村

これは先ほどちょっと申し上げた OECD の会議に来ていたのは EU、それからオーストラリア、カナダ、アメリカ、それに日本、あとひとつくらい忘れたかもしれませんが、アジアからは日本だけです。もう一カ国あったような気がしたのですけれども。そこでクオリティ・アシュアランスのネットワークをつくろうと、つくるべきかという議論があったのですが、出てきましたのは、教育のクオリティ・アシュアランスのインターナショナル・スタンダードを決めることについて議論しようという、まあ、決めようというかなり強い主張が EU から出てました。そうすると、彼らはもうすでにクオリティ・アシュアランスをやってますからそういうものの仲間にすぐ入れるわけなんですけど、日本ではまだほとんどやってないと。まあ、設置認可をクオリティ・アシュアランスといえ、そう言えなくもありませんが、出口に関しては何もやっていませんから、私はクオリティ・アシュアランスと言えないと思うんです。そういうことを考えると、一刻も早く日本でも認証評価とかアクレディテーションみたいなことをやっておかないと、こういう世界的な潮流に乗れないのではないかと。それと同時に、何のためにクオリティ・アシュアランスをやるかという、そのカスタマーズ・プロテクション、カスタマーズ・インテレストの二つの側面がありますね。そうすると日本の大学だけがクオリティ・アシュアランスをやってなくて情報が出ないとなると、もう既にそういう状況が起きていますけれども、こういう場で表現が適当かどうか分かりませんが、日本から大量の学生が外国に流れていく可能性があるとは私は心配しているわけです。現実にアメリカに5万人くらいの学生が出ちゃっているんですね。英国にも6,500人、フランスにも3千人か4千人くらいの日本の学生が出ちゃってますから、そういうことからすると日本もはっきりと日本の大学のクオリティはこうですよということを世界に向かって言えるようになっておかないと、向こうからも来てくれないし、逆に日本の大学を嫌ってみんな出て行ってしまふ、そういうことの心配から孤立化するかもしれないと申し上げたのです。

クラーク

ありがとうございます。短い質問ですか？

ロバート・アスピノール（滋賀大学）

私はロバート・アスピノールです。滋賀大学から来ました。英国の学生だったのですが、

日本の学生になりました。ちょっと簡単に質問します。日本の大学の教授に対するコメントになると思います。特に木村先生に申し上げたいのですけれども、非常に多くのニーズで日本の大学の教授に評価、改善の必要があるということがあるかと思います。いろいろな障害があり、それを超えていかなければなりません。まずその障害ですけれどもカスタマーといいました。これは学生です。西洋の学生と比較しまして西洋においてはもし学生がうまくいかなかったらここでは特にそうなのですが、非常に高い授業料を払わなくては いけません。アメリカもそうです。日本では大体講義中に寝ていたりするのです。ですから日本の学生の無力さというのは問題だと思うのです。それに対して期待もあまりないということです。世代的に廃れているということです。もっと高い期待が必要です。大学に入ったときに期待があるわけで、それに応えていかねばならないと思います。二つ目の要因ですけれども、文化があると思います。日本の大学の文化というのは若い教授に難しいことになっています。よくあるように、ベテランの教授を批判することが難しいということです。それがよくみられます。これによりまして、私は客観的な教授の様子を評価するという、こういった障害を越えることが非常に難しくなっているのではないかと思います。すなわち、若手が経験のある人を批判できないということです。確かにイギリスでもみられることなんですが、日本ではその傾向がもっともっと強くてその障害を越えていく必要があるのではないかと思います。

木村

どの分野にいらっしゃるのですか？

アスピノール

私の専門分野は政治と教育です。ですから理学系に関してはよく分からないのです。すいません。

木村

日本の大学ということを慎重に言ってください。日本の大学ということで一括りにしないでください。分野によってさまざまな環境がありますので。ですから、言われたことというのは多分人文系とか芸術系だとかであると思いますが、理学系であれば、それは全然違った状況です。特に今日はそうです。第一点でありますけれども、確かに最近の若者は変わってきています。理学系、工学系では大きな変化が見られます。もっと要求をしてきます。ですから私は東京工業大学において33年間教授をやっておりました。そしてさっき言われたような学生もいましたが、最近は大きく変わりました。我々に大きな要求をしてきます。ですから、私は今言われたことの第一点目についてはそんなに悲観的ではありません。それから、もうひとつ言いたいのですが、確かに日本の学生は社会的な成長度が低

いです。私もそれは賛成します。日本の社会というのはいわば子供たちを守るということです。大学に高校から直接入ってくるわけで、例えばギャップイヤー、すなわち大学にすぐに入らないで何年かして入るということは余りありませんので、そういう意味において大学がどれだけ習熟さを期待するということは違うと思います。それから二つ目ですけれども、状況は分野によって違います。例えば、私がいた東京工業大学ですけれども経験としては今でもそうですが、私の下の者は非常に私を批判しておりました。ですからある分野、例えば人文、芸術といったところではあなたの言ったことは正しいかもしれませんが、分野によっては違います。もう一度言いますが、私はこのところでは悲観的ではありません。確かに日本人が何か目上の人に文句を言うことは難しいです。言い返すことは難しいです。しかし日本社会は急速にかわっております。

クラーク

木村先生ありがとうございます。それではここでマイクを有本教授にお返しし、最後のお言葉として、今までの話し合いをまとめていただきたいと思います。話し合いは多くのものに言及しました。質的保証についても話し合いました。それからマネジメントの質についても話し合いました。この話し合いの中で言いましたけれども、私の考え方としてはあるひとつの政策を直接他の国に移し変えることはできないということです。その国々によってさまざまな政策があるからです。このような私たちの話し合いは非常に役に立って、お互い他の人たちが何をしているのかということを経験に立つと思っておりますが、英国において、米国において、あるいはオランダにおける政策を考えるときにそれを完全に入れることはできないと考えていただきたいと思っております。しかしまったく同じ方法で移植できないかもしれないけれども、ある程度、この点は移植できる、この点は利用できるということがあるのではないのでしょうか。また、それを日本に取り入れることはできるのではないのでしょうか。そういったメッセージを申し上げまして、有本先生にマイクを渡したいと思っております。

有本

クラーク先生に司会をしていただきました。ありがとうございます。少しお時間を拝借します。今日は午前中からずっと私、ノートを取っておったんですが、これを全部きちっと整理をして報告するとなると時間が掛かりますので、少し印象的なものになるかもしれませんが、若干のポイントについて私のインプレッションをお話させていただこうと思っております。最初にクラーク先生がおっしゃったように、知識というものが非常に重要になってきているということは、大学の出番である。大学、非常に厳しいんですが、逆にチャンスでもあるということは非常に重要なポイントではないかなと思っております。最初に給料の問題が出たときには、さすがに、といいましょうか、なんといいましょうか。やはり

大学人としては給料の問題、非常に重要であります。これに30分掛けておりますので、これは非常にウェイトが高かった。まあ、副学長の給料を決めることが重要だというお話でしたけれども、日本は独法化で、今、副学長は2人程度ですけれども、これからは5人から7人くらいになってくるんじゃないかと思うんですね。これをどのくらいにするかによってかなり大学の構造が変わってくるということはあるかもしれません。まあ、こういった給料の問題が周縁的な問題であるのか、本質的なものであるのか、大学人は何によって動いてゆくのかといった哲学的な問題も示唆されました。これも非常に重要な問題であります。

それから、二番目に学生の学力の問題で、これは全体的には低下をしているということ。最後の方に無力であるということも出てきましたけれども、原因としては大衆化とか、高大連携がうまくいっていないとかですね。それから、基礎学力が低下していると。勉強時間が非常に減少しているという報告がアメリカについてありました。勉強時間が減少しているのに学力が上がっているという皮肉なことが起こっています。これは水増しが起こっているのかどうかということですが、私が前にちょっと読んだハーバード大学の理事をしておられるロソフスキー先生の論文の中では、ハーバードでは以前は「優」が14%くらいしかいなかったけれど、今では50%くらい「優」が出ています。学生の学力が上がっているということじゃないと思うんだけどもそうになっていると。また、全国的にそういう傾向が出てきているのはどういうことかと、そういう論文であつたんですけども、これはやはり日本でも、世界的にもそういう問題をどう考えるかということがあると思います。ただし、木村先生がおっしゃったように、分野によって違うし、それぞれもう少し細かくみてゆけばかなり違いがあるんじゃないかなということもありまして、これもまた非常に重要な問題でございました。特に、木村先生は、学力は下がっていないとおっしゃいました。しかし、考える力には問題があるとおっしゃいました。そういった学力の中味、質のところが重要なんじゃないかということでありました。

それから、三番目に社会との連携であります。大学の教室の質の改善というのが限界にきているのではないかとということで、地域社会の中で全体的に考えていくと。生涯学習とか、キャンパス都市づくりとか、そういう構造の中でということでありました。で、こういったことについては、世界的にすでにトップレベルの事例があるということで、それに学んで考えてゆくということが大事なんじゃないか。特に、学生にいろいろ聞いてみると彼らは知恵を持っているというサジェッションがありました。その辺はですね、教員だけでなく、学生にもいろいろ主役になってもらわないといけないということでありまして、これが社会との連携のひとつの切り口であると思います。まだいろいろな問題が社会との連携については午前中に出ていたかと思えますけど。

それから、四番目に評価の評価の問題というか、エバリュエーションのエバリュエーションとか、それに総論的には関わるような問題でございまして、質の高い評価というの

はどうやってできるかと。これはなかなか難しいと。で、失敗の功罪といったことが議論されました。成功と同時に失敗に学ぼうと。で、ディル先生もおっしゃいましたように、プロセスを重視するというございます。プロセスということでいえば、イギリスでもオランダでも今やられているし、日本でもやっていて私も少し関わっていますが、査定をして、ヒアリングをして、結果が出たものについてそれぞれクレームがあったらクレームをつけて、それをフィードバックしてということになっていますが、これがプロセスだと思うんですね。これは日本ではまだ始まったばかりですから、あとしばらくかけてやっていけばおそらくこの辺の問題がもう少し目に見えてくるんじゃないかなと思いますけど、こういった問題は世界的にも非常に重要であるといったご指摘がございました。ただ、日本の場合は、私の感じでは、NGO という言葉も出ましたけれども、やはりインターナショナルなセルフ・エバリュエーションというのが世界的な方向でありますし、オランダもイギリスもそうですし、アメリカのアクレディテーションもそこを基調にしていると思うんですね。日本はその辺がいろいろ入り乱れていてですね、自己点検・評価もあるし、相互評価もあるし、第三者評価もあるし、さらにまた独立行政法人評価委員会というものも出てきていてですね、非常に複雑な構造になっておりまして、これはアカデミック・スタンダードの保証という観点からいうと、プロフェッションの方からそれをやっついていかないといけないという議論だったんですけども、逆にエクスターナル・エバリュエーションのところからずっとみていきますと、どちらかというとガバメントの方からコントロールするような側面も非常に強くなっている。この綱引きの中で日本はどちらの方向に行くのか。これは世界的にみれば日本だけがこの辺が違うのか、この辺りの問題が今日はあったかと思ひまして、これはかなり大きな問題だと思うんですが、これからの動きでありまして、今日は世界的な文脈の中で少しこの辺が見えてきたんじゃないかと思ひます。

それから、五番目に、研究の質的保証ということの定義の問題がございましたが、研究の評価というのはアシュアランスのところは非常に難しいという議論がございました。たしかにそうだと思うんですが、証拠によって保証をしてゆくことはサンダース先生もおっしゃっておられたと思うんですが、その辺をイギリスではかなりやられていますし、日本も今、二年目くらいですが、その辺りスタートしてやっております。まあ、まだいろいろありますけれども、世界的に積み重ねてやっついていけるところがあるんじゃないかと。むしろティーチングのアシュアランスの方が国際的には今、重要になってきておりまして、国際的なネットワークをつくるというところの問題も出てきているわけです。

そこで、六番目にクオリティ・アシュアランスの世界的ネットワークという問題で、日本は孤立するのかわからないのかということですが、多少やはり立ち遅れていると。私も何度か国際会議でチリやアメリカに行きましたけれども、だいたいアングロサクソン系の先生たちがリードされておりまして、それが非常に強い勢いで行っておりまして、たしかに日本はその辺遅れておりますので、JABEE とかその辺をきちんとやるとか実際にやっついてい

ないとこれから防戦一方になっていくんじゃないかと思います。そういう意味でも、安原先生などがおっしゃられたように、自己点検・評価などを大学がきちんとやるというのが一番の基本だと思いますので、これをきちんとして、それから同時に世界的なレベルの問題があります。コンフリクトが出てくるので、きれいにすつと行きません。ですから、この問題はコンフリクトがあつて、プロセスという中で見ていかざるを得ないので、常に原点、初心を忘れないようにするということが我々大学人にとっては重要なところなんじゃないかなと思うのです。

それから最後に、こういった意味ではシステム間の比較では共通点がたくさんありました。しかし、実際には異なる点がありまして、先ほどクラーク先生が言われたように、ある国のカルチャーやシステムを移植するというのは非常に難しいので、これはできないという結論に私もなると思うんですが、もうちょっと言いますと、システムは各国のパターンを一応括ってみることができまして、システムのレベルは各国で統一するという動きがあります。これは上からコントロールするという動きもそうだと思うんですが、ですからシステムは比較的そういうレベルの問題を持っています。しかし、セクターとか、国立・私立・公立とか、少し下がってみてきますと、国によって非常に違いが出てきます。日本は国立が少なくて私立が多いですが、ヨーロッパに行くとはほとんど国立ですし、国によって非常に違いますし、そういう文脈があるということ、さらに下がってインスティテューション・レベルにいくともっと違います。さらにもうひとつボトムレベルまで行きますと、ディシプリンのレベルでありまして、これはディル先生が何度もおっしゃったように、みんな蛸壺に入って出てこないから同僚的な作業というものができないと。これは、アメリカでもそうかと。日本やドイツなど講座制が強かったところではこれまでもそう言われてきましたけれども、アメリカのデパートメント・システムでもそうかということですから、世界的にやはりディシプリンというものは分野によってかなり違いがあると。この違いがボトムのところにあつて、システムのところでも統一しようとする。ディファレンシエーションとインテグレーションの力学が上と下で非常に違うわけですね。これが高等教育、大学だと私は思いますので、そここのところでやはり共通性もあるけれども、違いが非常にあるんだと。これを学びながら、研究しながら、失敗、成功をしながら、やはり合わせ鏡でやっていくと。いろいろやっていくと。

それで、今回の我々の企画は非常にプレゼンターの先生方に恵まれたということもありまして、今、私が我流で言いましたけれども、だいたいいい結果が出たんじゃないかと。これをベースにしてさらに研究をしていけば、4、5年掛けてやればですね、この時点よりもさらに、少し纏れるかもしれませんけれども、いけるんじゃないかなと思います。

今日はプレゼンターの先生方、司会のクラーク先生、ありがとうございます。それから、フロアの全国からお集まりいただきました方々、非常に積極的なご意見、ご発言をいただきまして盛り上げていただきました。成功裏に終わったと思っております。どうもあ

りがとうございました。企画者としてお礼を申し上げます。

ディル

もうひとつ最後に申し上げたいんですけれども、いろんな活発な質問がありました。日本ではっきりとしていることは、大学だけでなくいろいろなところで改革例があるということでもあります。これを開示していかなければならないと思います。私はノースカロライナでありますけれども、ニューヨークの出身でヤンキースの大ファンであります。ですから、いろんな開示を進めていかなければならないと思います。

茂里

皆様、朝早くから夕方5時過ぎまで本当に密度の濃いシンポジウムを持つことができました、ありがとうございます。お疲れのことと思います。中味につきましては、先ほど有本先生が非常に、ラッピングという言葉が今日、司会者の方から覚えましたけれども、全体をまとめていただいて、何をしたかももう一度整理されて我々の頭の中に入れることができたので、非常によかったかと思えます。拠点代表の有本先生が成功ではなかったかと思うとおっしゃってしまっておりますので、私からいませら、いや違うとは言えませんが、これは冗談でありますけれども、私自身も途中少し抜けましたけれども参加させていただいて、本当に実のある議論であったと思います。もちろん、クラーク先生がおっしゃられたように、他の先行する国の事例をそのまま我々の国、あるいは大学に持ってくるというのは基本的に難しい問題であると思えますけれども、世界で今、最もホットで共通の 이슈である高等教育について、世界がどういうふうに展開して動いているのかということについては十分理解することが、我々参加者としてはできたんじゃないかと思えます。

それで、21世紀 COE の研究者仲間としては、今日ご出席のパネリストの方々からいただいた知恵を基にこれをさらにつめて、学問的レベルというか研究的なレベル、客観性を持ったものにして、これから日本の大学改革に還元していくとか、使えるツールにしてゆくということがこれから続けられていくものだと思っております。

ただ、これだけの貴重な内容を広島大学の人間としてこれだけの人数で聴くというのは非常に残念だと朝から思っております。パネリストの方々からドキュメントを出してもらっておりますから、できれば今日の模様はこの場にいなかった、広島大学の人間だけではなく、この問題に関心を持っている方々に提供して、我々が得た知見、経験をより多くの人たちとシェアしていけるようにしたいと思っております。

長い時間、密度の濃いシンポジウムにご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

研究会の概要

プログラム

テーマ：21世紀型高等教育システムと質的保証

日時：2003（平成15）年3月5日（水）

10時～17時30分

会場：広島大学図書館ライブラリーホール

開会行事

10:00～10:15

牟田 泰三（広島大学長）

茂里 一紘（広島大学高等教育研究開発センター長）

オリエンテーション・趣旨説明

10:15～10:30

有本 章（広島大学高等教育研究開発センター教授）

報告

10:30～

司会：山本 眞一（筑波大学大学研究センター長）

安原 義仁（広島大学大学院教育学研究科教授）

10:30～11:15

報告1「わが国の大学は何処へ行くのか？」

木村 孟（大学評価・学位授与機構長）

11:15～12:00

報告2「イギリスの高等教育」

Nick Sanders（イギリス 教育技能省高等教育部長）

12:00～12:45

報告3「オランダの高等教育と大学の自己評価」

Jan Vrolijk（オランダ 教育文化科学省高等教育・科学局長）

*諸事情により欠席のため Morgan 教授が代読

12:45～14:00

昼食

14:00～14:45

報告4「集団行動ディレンマとして見た大学の質

—大学及び公共政策の課題—

David D. Dill（アメリカ合衆国 ノースカロライナ大学教授）

- 14:45～17:00 全体討議
司会：Tony Clark（英国海外体験支援協会会長）
有本 章（広島大学 高等教育研究開発センター教授）
- 17:00～17:30 閉会行事
- 全体進行
Keith Morgan（広島大学 高等教育研究開発センターCOE 研究員）
黄 福涛（広島大学 高等教育研究開発センター助教授）
- 18:00～19:30 レセプション

COE 国際シンポジウム参加者名簿

(敬称略、所属はシンポジウム当時)

(報告者)

木村 孟	(大学評価・学位授与機構長)
Nick Sanders	(Director for Higher Education, Department for Education and Skills, UK)
Jan Vrolijk*	(Director-General for Higher Education and Science, Ministry of Education, Culture and Science, The Netherlands)
David D. Dill	(Professor, University of North Carolina, USA)
(司会)	
有本 章	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
安原 義仁	(広島大学大学院教育学研究科教授)
山本 眞一	(筑波大学大学研究センター長)
Tony Clark	(President, British Universities North America Club; Consultant<Former Director for Higher Education, Department of Education and Employment, UK>)

(参加者)

池田 秀男	(安田女子大学教授)
石川 博昭	(香川大学助教授)
内山 敬康	(広島大学名誉教授)
江崎 民二	(文部科学省教育通信編集者)
太田 茂	(広島大学教授)
大塚 剋佳	(岩手県立大学教授)
岡田 昭人	(東京外国語大学助教授)
緒方 三郎	(東京大学客員研究員)
小川 正賢	(神戸大学教授)
笠井 達哉	(広島大学教授)
川上 英之	(鈴峯女子短期大学教授)
河野	(安西高校)
小林 昌二	(新潟大学教授)
小林 俊哉	(東京大学特任助教授)

* 諸事情により欠席

坂 詰 貴 司	(学校法人芝中学校・高等学校教諭)
鈴 木 孝 至	(広島大学教授)
高 橋 開 人	(慶應義塾大学大学院生)
塚 原 修 一	(国立教育政策研究所総括研究員)
成 定 薫	(広島大学教授)
根 平 邦 人	(広島経済大学教授)
橋 本 勝	(岡山大学助教授)
秦 由美子	(滋賀大学助教授)
花 岡 俊 輔	(広島大学)
花 房 照 静	(広島大学名誉教授)
馬 場 敏 幸	(東京大学特任助手)
早 田 幸 政	((財)大学基準協会大学評価・研究部長)
松 井 純 子	(ラーニングネットひろしま)
松 井 寿 貢	(広島修道大学事務局長)
松 浦 正 博	(広島女学院大学教授)
松 畑 熙 一	(岡山大学教授)
松 本 真	(川崎医療福祉大学教授)
水 口 裕 之	(徳島大学教授)
光 本 滋	(北海道大学助手)
三 宅 幸 信	(広島大学附属福山高等学校教諭)
宮 地 尚	(福山大学教授)
矢 野 正 昭	(岡山大学講師)
山 崎 博 敏	(広島大学教授)
山 代 宏 道	(広島大学教授)
山 本 禎 紀	(広島大学サテライトオフィス教授)
吉 永 契 一 郎	(新潟大学助教授)
頼 祺 一	(広島大学教授)
ロバート・アスピノール	(滋賀大学助教授)
和 気 恭 平	(川崎医療福祉大学庶務課長)
榎 本 ひろ子	
北 上 久美子	
永 田 雅 武	
日 野 恭 子	
柳 井 伊 砂	

牟田泰三	(広島大学長)
茂里一紘	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
有本章	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
北垣郁雄	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
羽田貴史	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
山野井敦徳	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
大膳司	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
長澤武	(広島大学高等教育研究開発センター教授)
黄福涛	(広島大学高等教育研究開発センター助教授)
小方直幸	(広島大学高等教育研究開発センター助教授)
大場淳	(広島大学高等教育研究開発センター助教授)
岩田光晴	(広島大学高等教育研究開発センター助教授)
Keith Morgan	(広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員)
杉本和弘	(広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員)
渡辺達雄	(広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員)
葛城浩一	(広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究員)

執筆者紹介(執筆順)

* 所属はシンポジウム開催時のもの

有 本 章	広島大学高等教育研究開発センター教授
木 村 孟	大学評価・学位授与機構長
Nick Sanders	イギリス 教育技能省高等教育部長
Jan Vrolijk	オランダ 教育文化科学省高等教育・科学局長
David D. Dill	アメリカ合衆国 ノースカロライナ大学教授
Tony Clark	英国海外体験支援協会長

21 世紀型高等教育システム構築と質的保証
(COE 研究シリーズ 2)

2003 (平成 15) 年 12 月 25 日 発行

編 著 広島大学高等教育研究開発センター
〒739-8512 東広島市鏡山 1-2-2
電話 (0824) 24-6240

印刷所 株式会社 ニシキプリント
〒733-0833 広島市西区商工センター 7-5-33
電話 (082) 277-6954



COE Publication Series No. 2

Construction and Quality Assurance of 21st Century Higher Education



Research Institute for Higher Education
HIROSHIMA UNIVERSITY

December 2003